

機材調達支援業務ガイドライン（本邦調達） ～機材仕様書等の作成に当たって～

2025 年 8月

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

目 次

第1章 はじめに.....	1
1. 本ガイドラインの目的.....	1
2. 本ガイドラインの対象業務.....	1
3. 機材調達に係る業務委託内容.....	2
4. 提出資料.....	4
第2章 JICA が実施する機材調達の概要.....	5
1. 機材調達の原則.....	5
2. 調達機材の種類.....	5
3. 契約予定金額と調達方法.....	6
4. 輸送方法.....	6
5. JICAの取引条件.....	6
(1) 船積渡し.....	6
(2) 仕向地渡し.....	7
(3) 本邦指定場所渡し.....	7
6. 契約金額に含まれる費用.....	9
7. JICA の本邦調達手続きと所要期間.....	10
第3章 委託する業務内容.....	11
1. 委託する業務内容.....	11
(1) 機材仕様書作成業務.....	11
(2) その他の業務.....	13
第4章 機材仕様書作成業務.....	15
1. 機材仕様書の役割.....	15
2. 機材仕様書作成に際しての留意事項.....	15
3. 機材仕様書の作成.....	16
(1) 機材総合情報シートの記入要領/現地調査（ニーズ確認・現地情報収集）... ..	16
(2) 参考銘柄情報シートの記入要領/参考銘柄調査・銘柄指定理由の確認.....	18
(3) 参考見積書やカタログの取り付け.....	22
(4) 機材仕様書の作成.....	25
(5) 機材仕様明細書の記入要領.....	26
(6) 機材仕様明細書の精査におけるチェックポイント.....	28
(7) 梱包条件書・輸送条件書・技師派遣条件書の記入要領.....	37
(8) 積算参考資料の作成.....	52
(9) 調達機材総括表の作成.....	54

様式集

A 基本情報

- ① 参考銘柄情報シート
- ② 銘柄指定理由書
- ③ 機材総合情報シート
- ④ 輸送情報シート
- ⑤ 用途・需要者等チェックリスト

B 機材仕様書

- ① 機材仕様明細書
- ② 梱包条件書
- ③ 輸送条件書（船積渡し）
- ④ 輸送条件書（仕向地渡し）
- ⑤ 技師派遣条件書

C 調達関連情報

- ① メーカー名一覧・見積依頼先
- ② 積算参考資料
- ③ 調達機材総括表

第1章 はじめに

1. 本ガイドラインの目的

独立行政法人国際協力機構（JICA）が実施する技術協力事業において、機材調達は、専門家や調査団員の派遣、研修員の受入れと並ぶ重要な投入要素です。また、技術協力事業以外の事業においても機材調達が事業実施に重要な役割を担っています。

このような機材を本邦調達する場合には、JICA 国際協力調達部契約推進第三課が担当し、JICAで機材仕様書を作成し、契約金額によって見積合せ若しくは一般競争入札（価格競争：最低価格落札方式）により受注業者を選定します。JICA が ODA 事業を開発コンサルタントや NGO 等契約により実施する場合は、一般に、開発コンサルタントや NGO 等（受注者）がニーズ把握・機材選定までを行います。

一方、機材調達に当たって当該分野に関する高い専門性が必要な場合には、専門的知見を有する開発コンサルタント等に、現地調査から機材仕様書の作成、入札支援までの一連の支援業務を委託することがあります。

本ガイドラインは、当該業務の受注者を対象にし、JICA が実施する機材の本邦調達方法をご理解いただき、適正かつ円滑な業務を実施できるようにすることを目的として作成するものです。業務に当たっては、本ガイドラインを十分ご理解くださるようお願いします。

なお、本ガイドラインでは、入札支援業務を受託する受注者（開発コンサルタント等）と機材調達業務の受注者（商社等）とを区別するため、前者を「開発コンサルタント等」、後者を「受注業者」と呼んで区別することにします。

2. 本ガイドラインの対象業務

(1) 本ガイドラインの対象業務は以下のとおりです。

- 1) 機材調達者：JICA
- 2) 調達地：本邦
- 3) 選定方法：一般競争入札（最低価格落札方式）

により調達する場合（予定価格が 300 万円を超える高額機材が対象）に、機材仕様書作成をはじめとする調達支援業務を開発コンサルタント等に業務委託する場合が対象となります。

具体的には、開発コンサルタント等に、無償資金協力のフォローアップ事業や技術協力事業における機材について、現地調査を行った上で、機材仕様書作成をはじめとする機材調達支援業務を業務委託する場合が対象です。

(2) 対象外業務

1) 業務委託契約に「機材調達に係る業務」が含まれている場合であっても、開発コンサルタント等が直接調達する場合や JICA 在外事務所が現地調達又は第三国調達する場合の調達支援業務については、本ガイドラインの対象となりません。

ただし、現地調査での確認項目や機材仕様書作成の基本的な考え方については共通ですので

参考にしてください。なお、資機材等の調達方法が本邦調達、現地調達、もしくは第三国調達かは、開発コンサルタント等の現地調査の結果、判明する場合がありますので、JICA国際協力調達部が実施する本邦調達と、JICA在外事務所が実施する現地調達の双方を開発コンサルタント等が支援することもあります。本ガイドラインでは本邦調達の支援について説明しています。

2) 現地工事・作業を含む技師派遣業務は対象外業務とします。

機材調達契約は資機材調達の売買契約を基礎としています。技師派遣業務においては、調達した機材を指定された場所へ適切に据付作業を実施し、動作確認及び現地関係者への操作保守点検指導等を想定しています。

従って、実施機関等の電源等基礎的な配電工事も含み先方実施機関等の付帯施設に何らかの作業を加えることは、その後の不具合等の発生やそれに対する補償や修理に関して受注者は責任を持てないため、あくまで技師派遣業務の範疇は据付・動作確認及び現地関係者への操作保守点検指導とします。

現地での工事や長期間の保守が必要な場合には別契約にて設計・施工管理及び保守管理等の体制構築を行う、もしくは現地再委託等により現地工事等の実施について検討願います。

【調達方法の選定】

調達地の選定にあたっては、機材引渡し後の相手国実施機関による維持管理上の優位性、現地調達の経済性等を考慮し、調達方法の考え方は「機材調達の取扱いについて（通知）2025年5月28日通知（JICA0U）第202505280003号」に基づいて以下のとおり。

-原則：現地調達

-現地調達が出来ない場合：

ただし、次のような場合には本邦調達又は第三国調達の順により可能性を検討します。

（被兼轄国で使用する機材を調達する場合は、兼轄国における第三国調達を優先する。）

- ① 以下に例示する要件等で、調達する機材の性質上、本邦調達又は第三国調達しなければ目的を達成し得ない。
 - 技術移転の目的上、本邦企業又は第三国企業へ特注しなければ求められる性能や品質を担保できない。
 - 供与済機材のスペアパーツ等の生産者が本邦企業又は第三国企業である。
- ② その他、現地調達が困難もしくは不利であることが明らかである。

3. 機材調達に係る業務委託内容

機材調達に係る業務委託内容には、およそ次の3つの場合があります。

- ① 開発コンサルタント等がニーズ把握・機材選定までを行い、JICA が機材仕様書を作成して調達する。(JICA 国際協力調達部としてはこちらを推奨します)
- ② 開発コンサルタント等が機材仕様書を作成し、開発コンサルタント等の支援を受け JICA が公示し、入札により調達する。
- ③ 開発コンサルタント等が機材調達を実施する。

これらの場合における業務プロセスとプレーヤーを図にしたものが図1です。

図1 機材調達に係る業務委託内容と各業務プロセスのプレーヤー

業務委託内容		①ニーズ把握・機材選定まで	②機材仕様書作成まで	③機材調達まで (原則、1,500万円が上限)
調達者		JICAが調達	JICAが調達	受注者が調達
業務内容	ニーズ把握 機材選定	開発コンサルタント	開発コンサルタント	開発コンサルタント
	機材仕様書 作成	主体 JICA調達部 JICA在外事務所 支援 開発コンサルタント	支援業務ガイドライン 機材本邦調達 開発コンサルタント	開発コンサルタント
	機材調達	主体 JICA調達部 JICA在外事務所 支援 開発コンサルタント	主体 JICA調達部 JICA在外事務所 支援 開発コンサルタント	機材調達・管理ガイドライン 委託契約等における 開発コンサルタント
	輸出手続き	JICA調達部 ※機材調達受注者に対応	JICA調達部 ※機材調達受注者に対応	開発コンサルタント
調達地		本邦調達	現地調達	本邦調達
			現地調達	本邦調達／現地調達

上記「①ニーズ把握、機材選定まで」の場合では開発コンサルタント等が機材選定まで行いますので、本ガイドラインの一部を参考にして提出資料を提出してください。

技術協力プロジェクト等に係る業務実施契約の場合、必ずしも「②機材仕様書作成まで」をカバーする業務が契約に含まれていません。その場合、JICAまたはJICAの委託を受けた者が仕様書を作成しますので、情報提供等支援をお願いします。

従って、通常は「①ニーズ把握、選定機材まで」を行っていただくことになります。

上記「③機材調達まで」の場合は、「コンサルタント等契約における物品・機材の調

達・管理ガイドライン（2024年12月追記版）」を参照し、開発コンサルタント等自らが機材調達を行います。同ガイドラインは次のJICAウェブサイトからダウンロードできます。

ただし、機材調達を開発コンサルタント自ら実施する場合、当該契約上、機材調達限度額を超える場合は、JICA が行う調達業務に切り替え、ご支援をお願いする場合がありますので、ご協力願います。

「ホーム>JICA について>調達情報>調達ガイドライン・様式>様式ーコンサルタント等契約関連ガイドライン」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/equipment.html>

4. 提出資料

① ニーズ把握、機材選定までの場合	② 機材仕様書作成までの場合
ア. 基本情報 ① 参考銘柄情報シート ② 銘柄指定理由書（銘柄指定がある場合） ③ 機材総合情報シート ④ 輸送情報シート ⑤ 用途・需要者チェックリスト イ. 調達関連情報 ① メーカー名一覧・見積依頼先 ② 積算参考資料 ③ 調達機材総括表 ④ 参考見積書及びカタログ等 ⑤ その他参考資料（図表や写真、事前調査で確認した現地事情など）	ア. 基本情報 ① 参考銘柄情報シート ② 銘柄指定理由書（銘柄指定がある場合） ③ 機材総合情報シート ④ 輸送情報シート ⑤ 用途・需要者チェックリスト イ. 機材仕様書 ① 機材仕様明細書 ② 梱包条件書 ③ 輸送条件書 ④ 技師派遣条件書 ⑤ 工程表（必要な場合） ⑥ 図面（必要な場合） ウ. 調達関連情報 ① メーカー名一覧・見積依頼先 ② 積算参考資料 ③ 調達機材総括表 ④ 参考見積書及びカタログ等 ⑤ その他参考資料（図表や写真、事前調査で確認した現地事情など）

第2章 JICA が実施する本邦調達業務の概要

1. 機材調達の原則

独立行政法人であるJICAの予算は主に国からの交付金に依拠しており、公共調達の適正な執行を担保するため、公正性・競争性・透明性の確保を調達の三原則として定めています。

【調達の三原則】

公正性…公共調達として適正な手続きを行うこと。

競争性…複数の応札者による価格競争を行い、より安価で質の高い調達に努めると。

透明性…調達のルールやプロセスをできる限り外部に公開すること。

上記の原則に則った調達を行うためのルールとして、JICA においては、「独立行政法人国際協力機構会計規程」や「契約事務取扱細則」を制定しています。JICA にて機材調達を行う場合は、JICA の規程に則った手続きを行います。

なお、これらの規程は、ウェブサイト（「独立行政法人国際協力機構法令・規程集」）から閲覧することができます。

2. 調達機材の種類

JICA が調達する機材には、相手国政府からの要請に基づき供与される「供与機材」、JICAの専門家・調査団員・ボランティア等が技術移転や調査の実施等に使用する「事業用機材」、JICAの在外事務所の備品や国際緊急援助隊の装備品などがあります。

技術協力プロジェクト等においては、日本と相手国とにおける国際約束により、関税が免除されるため、相手国政府が免税通関手続きを行うことが一般的です。

表2：JICA が調達する機材の種類

機材の種類	概 要
供与機材	技術協力プロジェクト等において、相手国政府からの要請に基づき供与する機材、無償資金協力のフォローアップ事業で供与する機材 (現地荷着以後は、相手国の実施機関が機材を引取り、その所有物となる。)
事業用機材 (携行機材/ 調査用機材 ※)	調査業務を遂行するための調査用機材及び専門家、ボランティア等の技術移転や調査の実施等に使用される携行機材（JICA が所有権を有し、専門家等に業務期間中は貸与される。業務完了後は、相手国の実施機関から要請があれば譲与される。）調査目的で用いられる調査団向け機材は調査用機材と位置付けられる。
その他※	JICA の在外事務所の備品（事務用物品）国際緊急援助隊の装備品等

※JICA 在外事務所の事業用物品等として登録、管理されます。

3. 契約予定金額と調達方法

JICA は、1. に記載した関連規程に基づき、契約予定金額が 300 万円を超える場合（「高額機材」と呼ぶ）は、原則、「一般競争入札」で購入手続きを行います。

一方、契約予定金額が 300 万円以下の場合（「少額機材」と呼ぶ）は、原則、「見積合わせ」で購入手続きを行います。

表 2：契約予定金額と調達方法

契約予定金額	調達方法	
300 万円超 (高額機材)	一般競争入札 (最低価格落札方式)	公告により広く一般から競争参加者を募り、競争参加者が一堂に会し、価格を記入した札を投函し、予定価格の範囲内で最も安価な価格を提示した者を契約者として選定する。
300 万円以下 (少額機材)	見積合わせ	複数者に対して、見積書の提出を求め、見積依頼条件に照らし、発注者にとって最も有利な見積を提示した者を契約交渉相手方として選定する。

4. 輸送方法

輸送方法については、基本的に容積や重量の大きい機材は海上輸送とし、容積や重量が大きい機材は航空輸送（航空輸送）とします。ただし、前者であっても、振動に弱い精密機器の場合や事業スケジュールに合わせるために急ぐ必要がある場合などは航空輸送する場合もあります。また、一般的に海上輸送の方が輸送費は安価になりますが、物量が少ないときなど航空輸送の方が安価になる場合やなどには航空輸送とすることもあります。

5. JICA の取引条件

JICA の取引条件は、発注内容に応じて、表 3 のとおり、「船積渡し」、「仕向地渡し」、「本邦指定場所渡し」の 3 つがあります。各取引条件の主なポイントは次のとおりです。

(1) 船積渡し

- ① 「船積渡し」では、受注者は機材を調達し、輸出者として輸出通関手続きを行い、仕向地までの輸送と貨物海上保険を手配し、運賃・保険料を負担します。
- ② 受注者は運賃・保険料は負担しますが、受注者から JICA への危険（リスク）移転時期¹は、受注者手配の船舶・航空機に機材を積み込んだ時点になります。受注者は任意の保険会社の保険を付保し、保険求償は JICA が行います。
- ③ JICA が日本で船積前に実施する検査に合格後、JICA は受注者に合格通知を発出しま

¹ 滅失・損傷などの物品の契約不適合について、売主の契約違反の有無を決める基準時

す。JICA は、船積書類を受領後、受注者からの支払請求に対し、契約金額を支払います。

(2) 仕向地渡し

- ① 「仕向地渡し」では、受注者は機材を調達し仕向地への輸送までを行います。
- ② 受注者からJICA への危険（リスク）移転時期は、荷受人に機材を引き渡した時点となり、引渡しまでのすべての責任を負います。
- ③ JICA が現地にて引渡し前に実施する検査に合格後、JICA は受注者に合格通知を発出します。その後、JICA は、受注者からの支払請求に対し、契約金額を支払います。
- ④ 輸送途中において物品の損害あるいは損失があった場合は、受注者が代替品の納入もしくは修理を行うことになります。貨物海上保険の付保については、受注者が必要性を勘案し判断してください。

(3) 本邦指定場所渡し

- ② 「本邦指定場所渡し」では、受注者は機材を調達し、JICA が指定する運送業者の指定倉庫（本邦指定場所）まで輸送します。
- ③ 受注者からJICA への危険（リスク）移転時期¹は、本邦指定場所に機材を引き渡した時点になります。
- ④ JICA が本邦指定場所への引渡し前に実施する検査に合格後、JICA は受注者に合格通知を発出します。JICA は、JICA 指定場所の入庫証明受領後、受注者からの支払請求に対し、契約金額を支払います。

なお、JICA では、次の考え方にに基づき、高額機材の取引条件を定めています。

- 機材が第三国製品であり、第三国から直接出荷し仕向地で引渡しを行う場合には「仕向地渡し」とします。それ以外は「船積渡し」とし、日本で船積みし引渡しを行います。
- ただし、「船積渡し」として、輸送業務までを契約内容に含めると競争性が著しく損なわれるなどの場合には、「本邦指定場所渡し」とし、JICA が輸出する場合があります。

表 4：JICA 海外向け機材調達における取引条件

	船積渡し	仕向地渡し	本邦指定場所渡し
契約内容 (注 1)	機材を調達し仕向地（注2）までの運賃・保険料を負担し、船積までを行う。	機材を調達し仕向地（注3）への輸送までを行う。	機材を調達し、JICA の指定倉庫への輸送までを行う。
機材調達	受注者	受注者	受注者
検査のタイミング	船積前	仕向地における引渡し前	指定場所への引渡し前
出荷国	本邦	第三国	本邦
輸出通関 (輸出者)	受注者	受注者	JICA

運賃	受注者	受注者	JICA
保険料 (貨物海上保険料)	受注者 (注 4)	— (注 5)	JICA
仕向港における THC (注 2)	受注者	受注者	JICA
輸入通関	相手国政府/JICA	相手国政府/JICA	相手国政府/JICA
受注者から JICA への危険 (リスク) 移転時 期	受注者手配の船舶・航空機に機材を引き渡した時点	荷受人に機材を引き渡した時点	本邦指定場所に機材を引き渡した時点
支払条件 (注 6)	本邦船積前検査合格後 (船積書類受領後)	現地納入前検査合格後	本邦納入前検査合格後 (JICA 指定の運送人の入庫証明受領後)

(注 1) 必要に応じて、据付技師による作業（技師派遣業務）等付随する業務が契約内容に含まれます。

(注 2) THC (Terminal Handling Charge) (ターミナル・ハンドリング・チャージ) とは、コンテナ・ヤード 内での荷捌き料金（荷卸し料を含む）です。

(注 3) 仕向地は仕向（空）港の場合とプロジェクト・サイトの場合とがあります。プロジェクト・サイトを仕向地とする場合には、契約内容に仕向国内の輸送費を含めます。

(注 4) 受注者は、JICA が指定する保険会社の貨物海上保険を、宛名を JICA として付保します。

(注 5) 仕向地までの配送業務であり、受注者は、輸送途中において物品の損害あるいは損失があった場合は、自らの責任と費用で、代替品の納入もしくは修理を行います。貨物海上保険の付保については、受注者が必要性を勘案し判断してください。

(注 6) 技師派遣業務等付随する業務がある場合には、機材引渡し時の支払金額は、契約金額から当該業務の対価を除いた金額の 9 割を上限とします。残額は、当該業務の検査合格後に支払います。

6. 契約金額に含まれる費用

各取引条件において契約に含まれる費用は表 5 のとおりです。

表 5：JICA 海外向け機材調達における取引条件と契約金額に含まれる費用

	本邦指定場所渡し	船積渡し／仕向地渡し
契約金額に含まれる費用	① 機材代金 ② 国内輸送用梱包費用 ③ 本邦指定倉庫までの国内輸送費 <u>【輸出用梱包を契約に含める場合】</u> ④ 輸出梱包費用（注 1） <u>【技師派遣業務等付随する業務がある場合】</u> ⑤ 技師派遣費用等付随業務の費用	① 機材代金 ② 輸出梱包費用 ③ 輸出通関に必要な費用 ④ 船積（空）港までの輸送費 ⑤ 仕向（空）港までの運賃 ⑥ 貨物海上保険料（保険料） （ただし、仕向地渡しの場合は受注者の裁量による） ⑦ 仕向（空）港におけるTHC（注 2） <u>【仕向地がプロジェクト・サイトの場合】</u> ⑧ 仕向（空）港からプロジェクト・サイトまでの内国輸送費及び保険料 ⑨ プロジェクト・サイトにおける荷卸し費用 <u>【技師派遣業務等付随する業務がある場合】</u> ⑩ 技師派遣費用等付随業務の費用

注 1：「本邦指定場所渡し」の場合、輸出梱包をJICAで行い、契約金額に輸出梱包費用を含めない場合もありますので、入札条件を十分に確認してください。

注 2：「船積渡し」及び「仕向地渡し」の場合、仕向港におけるターミナル・ハンドリング・チャージ（THC：Terminal Handling Charge（荷下ろし料含む））は、契約金額に含まれます。

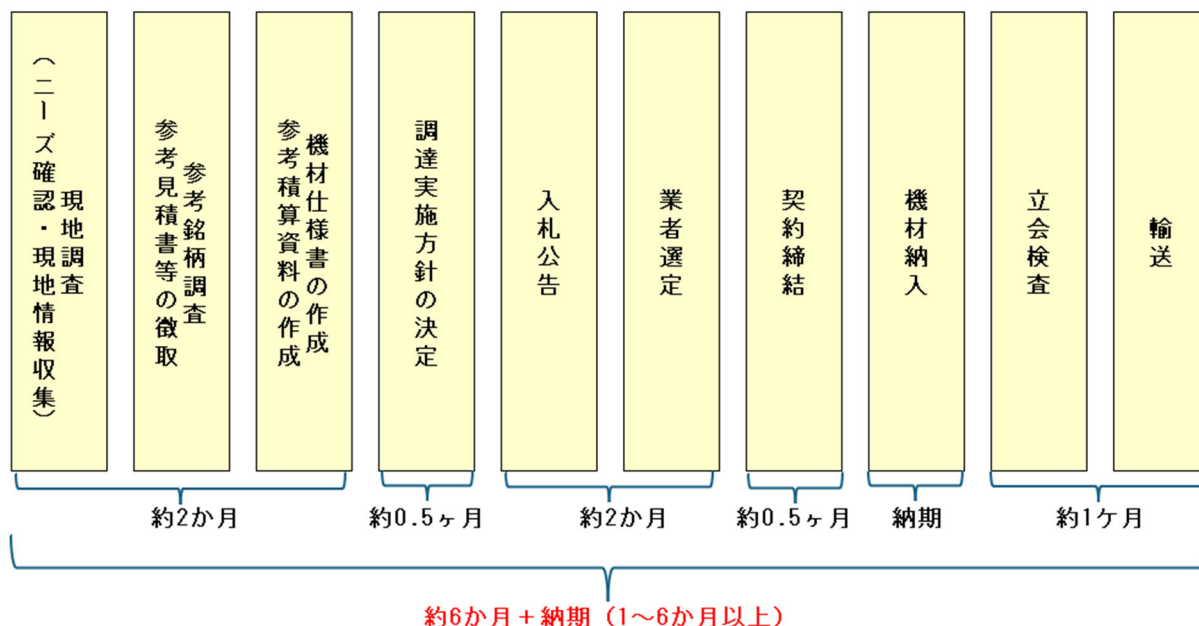
なお、仕向地における輸入通関は、原則、相手国政府（又は JICA）による免税通関となります。相手国政府（又は JICA）による免税通関手続きの遅れにより、コンテナの超過保管料（デマレージ）が発生した場合には、その追加費用は相手国政府又は JICA が負担します（受注者の負担とはなりません）。

7. JICA の本邦調達手続きと所要期間

JICA の本邦調達手続きと所要期間の目安を図6に示します。所要期間を念頭におき、事業計画に間に合うように調達ができるかどうかとも考慮して機材調達計画を策定してください。

なお、ここに示す所要期間は目安であり、調達する機材内容によっては、より長期間を要する場合があります。

図6：JICA の本邦調達手続きと所要期間



現地調査からの所要期間は概ね以下のとおりです。

- ① 現地調査・ニーズ確認から機材仕様書作成までの期間：2～3 ヲ月（注1）
- ② 機材仕様明細書受理～入札公告の準備までの期間：0.5～1 ヲ月（注2）
- ③ 入札公告～入札会までの期間：1.5ヵ月
- ④ 入札会から契約までの期間：0.5ヵ月程度
- ⑤ 当該機材の納期：1～6 ヲ月以上（機材によって異なります）
- ⑥ 立会検査から輸出までの期間：0.5～1 ヲ月程度
- ⑦ 輸送期間：航空輸送は数日、海上輸送は数週間～1 ヲ月
- ⑧ 現地免税通関・引取り：数週間～1 ヲ月（国によって大きく異なります）

注1：特殊な機材がある場合には、より長い期間を必要とする場合があります。

注2：開発コンサルタント等が作成する機材仕様書に不備等がある場合には、想定以上に長い期間を必要とする場合があります。

注3：仕向国によっては、輸入に際し、同国の定める検査会社による船積前適合検査等の実施及びその証明書を求めるケースがあります。手続きに不備があると想定以上の時間と追加経費が発生する場合があります。

第3章 委託する業務内容

1. 委託する業務内容

JICA が機材の本邦調達支援として開発コンサルタント等への仕様書作成に関する委託業務には、大きく区分して以下の2つがあります。

- (1) 機材仕様書作成業務（積算も含まれます）
- (2) その他の不可分な業務（質問回答作成、契約書に添付する内訳明細書の審査及び船積前立会検査等）

ただし、個々の契約により委託内容が異なる場合がありますので、契約書の特記仕様書を参照し、相違がある場合は特記仕様書を優先してください。

委託する業務のおおよその流れは次頁の図7のとおりです。

(1) 機材仕様書作成業務

開発コンサルタント等は、調達関連情報を取りまとめ、一般競争入札に使用する「機材仕様明細書」を作成します。具体的な成果品及び提出資料は次のとおりです。

なお、仕様書作成業務の実施にあたっては、JICA 事業担当課のみならず、JICA 国際協力調達部契約推進第三課機材担当者と相談して進めてください。特に、仕様書作成に関する留意事項等事前のブリーフィングを受けるとともに、機材仕様書は、機材担当者に事前確認したうえで確定し、成果品として JICA に提出します。

ア. 基本情報

- ① 参考銘柄情報シート（機材仕様明細書を作成する場合は省略可）
- ② 銘柄指定理由書（銘柄指定がある場合、任意様式）
- ③ 機材総合情報シート
- ④ 輸送情報シート（輸送条件書を作成する場合は省略可）
- ⑤ 用途・需要者チェックリスト

ア. 機材仕様書

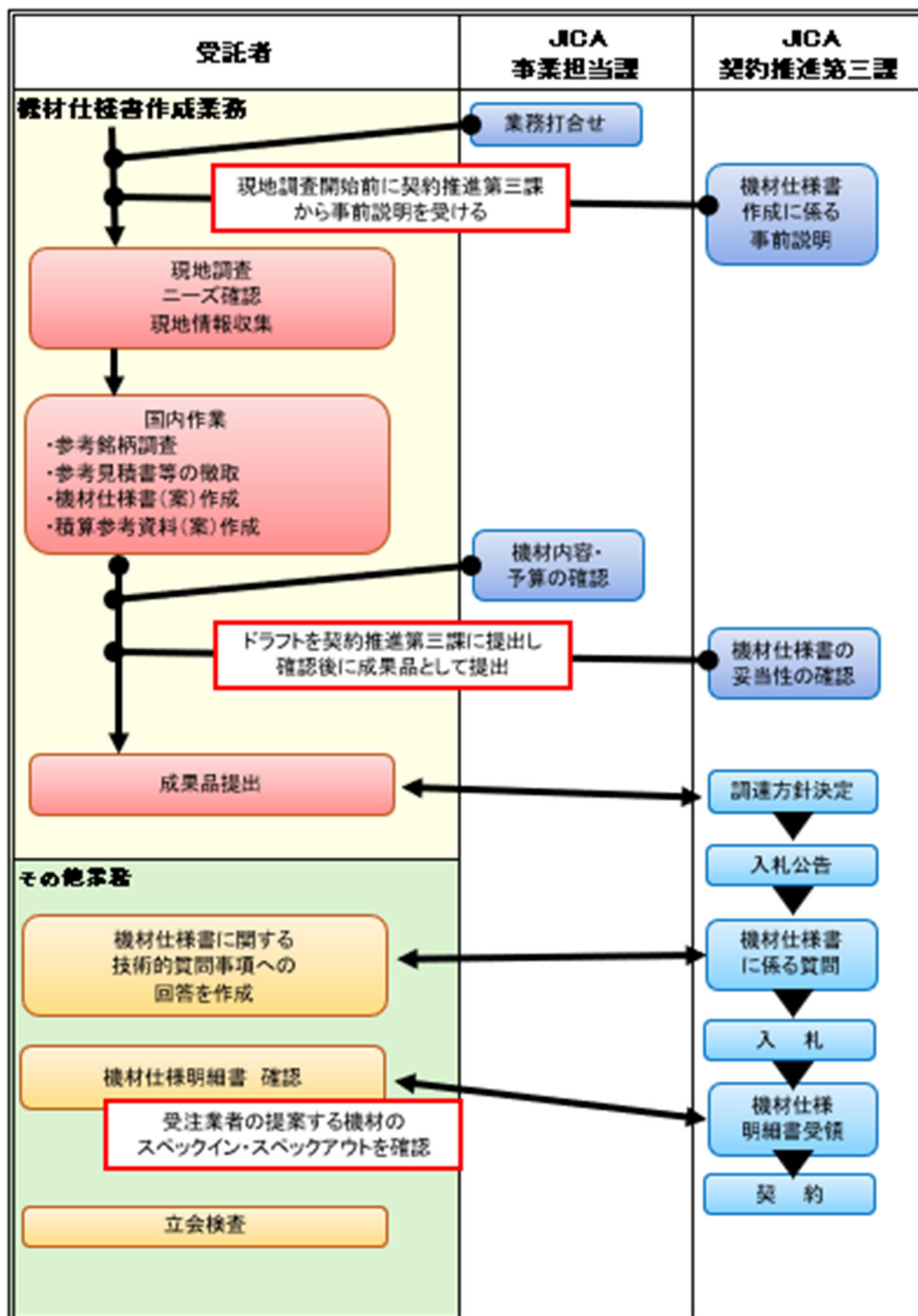
- ① 機材仕様明細書
- ② 梱包条件書
- ③ 輸送条件書
- ④ 技師派遣条件書
- ⑤ 工程表（技師派遣や現地工事・作業の期間が1ヶ月を超える場合）
- ⑥ 図面（必要な場合）

イ. 調達関連情報

- ① メーカー名一覧・見積依頼先
- ② 積算参考資料
- ③ 調達機材総括表
- ④ 参考見積書及びカタログ等
- ⑤ その他参考資料（図表や写真、事前調査で確認した現地事情など）

- また、機材仕様書の作成は、次の手順に従って行います。
- ア. 現地調査（ニーズ確認、関連情報収集）
 - イ. 参考銘柄調査及び銘柄指定理由の確認、参考見積書及びカタログの取付け
 - エ. 技師派遣業務等に係る関連資料の収集
 - オ. 機材仕様書の作成
 - カ. 積算参考資料の作成
 - キ. 調達機材総括表の作成

図7 受託後の業務の主な流れ



（２）その他の業務

機材仕様書の作成と不可分の業務として、JICAが実施する入札や契約等に対する支援業務があります。具体的には、次のとおりです。ただし、個々の契約により委託内容が異なる場合がありますので、契約書の特記仕様書を参照し、相違がある場合は特記仕様書を優先してください。

ア. 入札前の質問に対する回答案の作成

入札公告後、競争参加希望者から、機材仕様書について技術的な質問があった場合には回答期限までに、回答案を作成します。

なお、機材仕様書に曖昧さがある場合には、質問が多くなり回答に要する時間がかかるようになるため、機材仕様書の作成段階で、内容を十分に精査することが必要です。

イ. 契約書に添付する内訳書の審査

落札者が提出する内訳書に記載されている各機材について、機材仕様書の要求を満たしているか否か（スペックイン・スペックアウト）の確認を行います。機材仕様書が十分に精査されていないと、実際のニーズと合わない機材であっても、スペックアウトにできなくなりますので十分に注意してください。

ウ. 立会検査

専門的見地から納入される機材の確認を行う必要がある場合には、本邦又は在外における納品検査に立会いをお願いする場合があります。

立会検査の具体的な業務は以下のとおり。

- ② 仕様・型番、数量が、機材内訳書内容と相違ないことを確認する。
- ③ シリアルナンバー（製造番号）を確認し、機材内訳書に記録する。
- ④ 発注者が動作確認、性能試験を依頼する場合は、確認する。
- ⑤ 損傷や変形等がないかどうか確認する。
- ⑥ 納入された機材の写真を撮影し、在外で引取りが完了するまでの間、万一の照会のために保存する。
- ⑦ 提出用書類（取扱説明書、カタログ、サービスマニュアル等）についても、要望どおり納入されているか確認する。
- ⑧ 機材供与の供与主体の明示用ステッカー（日章旗マークとJICAマークの２種）を貼付する。
- ⑨ 確認した内容を立会検査記録に記入する。
- ⑩ 合格の場合は、立会検査記録を機材調達契約の契約相手先からの立会人に示し、その内容について確認させ、同人の自署等を取り付け、発注者に送付するとともに、その写しを同人に送付する。
- ⑪ 不合格の場合は、その場から速やかに発注者に報告・協議のうえ、対応する。立会検査記録には「不可」と記載し、その理由を備考欄に具体的に記載する。

業務内容と作成書類の一覧

Ⅰ. 機材仕様書作成業務			
	業 務 項 目	業 務 内 容	作 成 書 類
1	現地調査（ニーズ確認・現地情報収集）	● 現場ニーズの確認、周辺情報の収集 ● 現地工事・作業の要否確認と関連情報の収集 ● 現地調達の可否の確認 ● 現地通関情報及び輸送情報の収集	☐ 機材総合情報シート ☐ 輸送情報シート（輸送条件書を作成する場合は省略） ☐ 用途・需要者チェックリスト（押印は JICA）
2	参考銘柄調査 銘柄指定理由の確認	● 参考銘柄調査（原則、2銘柄以上） ● 銘柄指定がある場合は指定理由の確認	☐ 参考銘柄情報シート（機材仕様明細書を作成する場合は省略） ☐ 銘柄指定理由書（任意様式）
3	参考見積書及びカタログの取付け	● 参考見積書及びカタログの取付け（仕様、価格、納期、輸出の可否、技師派遣の要否、支払条件等の確認）※	☐ 調達機材総括表（機材関連情報） ☐ メーカー一覧・見積依頼先
4	機材仕様書の作成	● 機材仕様書の作成（機材仕様明細書、梱包条件書、輸送条件書、技師派遣条件書、工程表、図面）	☐ 機材仕様書（機材仕様明細書、梱包条件書、輸送条件書、技師派遣条件書、工程表、図面） ☐ その他参考資料
5	積算参考資料の作成	● 積算参考資料の作成	☐ 積算参考資料
6	調達機材総括表の作成	● 調達機材総括表の作成	☐ 調達機材総括表（見積金額＋機材関連情報）
Ⅱ. その他の業務			
7	質問回答（案）の作成	● 入札図書に対する質問への回答（案）の作成	☐ 質問回答（案）
8	機材仕様明細書の確認	● 落札者からの機材仕様明細書の確認（スペック・イン・スペック・アウト）。	☐ 機材仕様明細書確認結果
9	立会検査	● 受注業者の納品検査への立会	☐ 立会検査報告書

※ 見積書・カタログは作成書類とともに J I C A に提出していただきます。

第4章 機材仕様書作成業務

1. 機材仕様書の役割

機材調達にかかる競争入札等に参加しようとする業者に対して、どのような機材を必要としているのか調達内容を示し、その内容に基づき業者が価格を提示して競争できるものが、機材仕様書です。

良い機材仕様書とは、以下のようなものです。

- 当該機材に必要な諸条件が、洩れなく記載されている。ただし、必要以上の諸条件が指定されていない。
- 価格競争の余地が十分ある、すなわち2種類以上の銘柄が選択可能である。

つまり、必要な機能・性能を有する機材が、合理的経済的な値段で購入できる内容が良いと言えます。

2. 機材仕様書作成に際しての留意事項

機材仕様書は、そのまま入札図書の一部となり、ホームページに掲載されます。公共調達として適切な仕様となるよう、また、不特定多数が十分理解できるよう、機材仕様書の作成に際しては、特に以下の点に注意してください。

- 公共調達の3原則である「公正性」、「競争性」、及び「透明性」に照らして適切な内容とする。
- 競争参加業者など、機材仕様書の読み手がよく理解できるよう同一装置（システム）の個別機材には枝番を付すなど、見やすく記載する。
- ページの脱落を避けるため、各ページに必ずページ番号を付す。
- 所定の様式に基づく機材仕様書のほかに資料を添付する場合は、その内容を簡潔・明瞭にする。
- 初めての競争参加者にもわかりやすいように、頭字語や略称は必ず注書を付す。

3. 機材仕様書の作成

(1) 機材総合情報シートの記入要領/ 現地調査（ニーズ確認、現地情報収集）

ア. 現場ニーズの確認、周辺情報の収集

(ア) 現場ニーズの確認と機材の選定

現地調査においては現場のニーズを正確に確認します。使用目的や用途、使用頻度相手国実施機関の技術水準や維持管理能力（予算手当も含む）を踏まえて、適切な仕様と数量を検討します。

相手国実施機関によっては、自ら維持管理できないような高性能の仕様を求められる場合があるかもしれませんが、現有機材との整合性やバランスにも考慮して、実際の用途と相手国実施機関の能力を踏まえて、過剰な仕様とならないように留意してください。

なお、機材の廃棄処分時に環境汚染のおそれがある機材については、現地で有毒物質の特別処理ができるかどうかを確認し、必要な環境対策を講じることができない場合には、調達の対象としないことが適当です。

また、取扱説明書の言語、取扱説明書以外に必要な資料の有無も確認します。

(イ) 機材の設置場所・保管場所の確認

機材の設置場所・保管場所を確認し、相手国実施機関が確保している場所の広さが機材の設置に十分であることを調べます。

設置場所・保管場所を置く施設が建設中である場合には、施設の建設スケジュールを確認してください。施設の建設が遅れると、機材の長期保管が必要になり、機材の使用もできず、JICA が実施する事業に重大な影響を及ぼします。

(ウ) 機材の維持管理体制の確認

機材の維持管理体制を確認し、併せて、機材管理責任者の所属先、氏名・役職を確認します。

(エ) 現地の環境の確認

周辺インフラ（電気、水道、ガス、空調設備、排水設備等）、環境条件、電源、プラグ・コンセントの形状等を確認します。

① 周辺インフラ（電気、水道、ガス、空調設備、排水設備等）

周辺インフラが未整備である場合には、相手国実施機関側で予算措置、工事が必要になり、完成が遅れると機材が使用できなくなるおそれがありますので、整備スケジュールを確認してください。

② 環境条件

精密機器など動作環境に敏感な機材もあり、気温（最高・最低）、気圧、湿度などの情報が必要です。特に、屋外で使用する機材（車両・気象観測機器など）については、気象条件だけでなく、塩害や砂塵などの地理的影響も考えられるため、防錆対策や防塵対策への配慮も重要となります。また、気圧測定や気圧による影響を受けるような機材では使用場所や設定高度も重要な要素です。

③ 電源

多くの機材は商用電源（家庭用、工業用交流電源）またはバッテリー電源を必要としますが、特に商用電源については、本邦で現地の正確な情報を把握することは困難です。一国内においても複数の電圧が存在する、サイトによっては公称電圧と実際の電圧がかなり異なる、我が国の無償資金協力事業で建設されたプロジェクト・サイトのため、日本と同様に 100V 電圧を得ることができるなど、同一国でもプロジェクト毎に異なる可能性があります。特に、大きな電力を消費する機器に用いられる三相電源では、電源設備の有無および電圧／周波数の正確な情報が必要です。後日、電源がなく設備を新設することは、電圧が合わずに昇圧（降圧）トランスで対応するにしても、かなりの費用がかかり、現実的な対応ではありません。

三相電源は、通常、工作機械・電気炉・X線用高電圧発生装置など電力消費量の大きい機材に使われます。三相とは、3本の電線を使って電力を送る方式ですが、電源プラグのピン数が3本でも、必ずしも三相とは限りません。通常は、単相電圧の約 1.73 倍（単相が 220V なら、 $220 \times 1.73 = 380V$ ）で、線数が3ないしは4本（4本の場合、1本はアース）、配電盤に直接つなぎ込むことが多くプラグ／コンセントは一般的には使用しません（使う場合でも単相と比べかなり大きいものです）。ただし、国によって例外が多く、単相と三相の電圧が同一の国や、三相電圧が単相の倍の国などもありますし、結線の方法によっても異なります。なお、三相から単相への変換は可能ですが、逆は不可能です。

電圧の変動が大きい場合や停電が頻繁に起こる場合、機材によっては重大な影響を受けるものがあり、電圧変動を抑える定電圧電源装置（AVR）や、正しい電源遮断措置を行うまで一定時間（5分間程度）電源を供給する無停電電源装置（UPS）などを特別付属品として付属させる必要があります。**AVR や UPS を必要と考える場合、参考銘柄情報シートの特設付属品の欄に記載してください。**

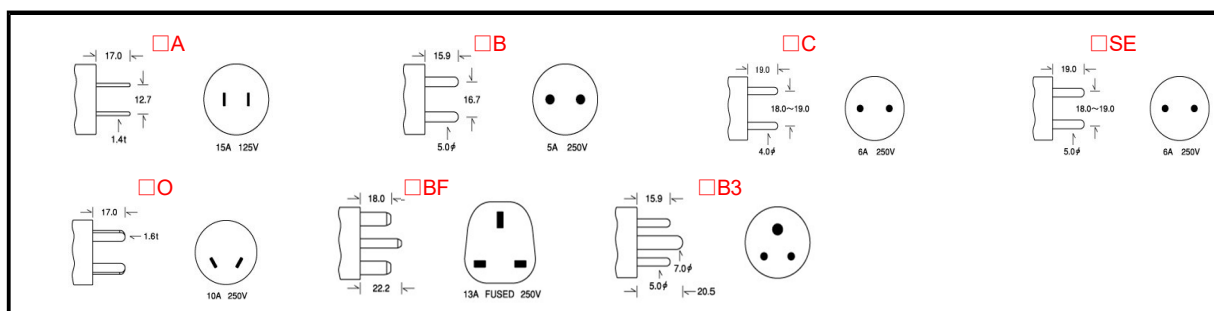
④ プラグ・コンセント形状

プラグ・コンセント形状については、原則、現地仕様とします。

昇圧（ステップアップ）／降圧（ステップダウン）変圧器（トランス）での現地電源への対応は、できる限り避けるよう努めます。

しかしながら、要請機材が国内向け製品であり、輸出モデルが存在しない場合など変圧

器（トランス）で対応せざるを得ない場合があります。そのような機材であっても、水回りへの設置や手術室での使用など、変圧器（トランス）対応では支障がある場合には、相当の対価を支払うことで改造可能か否かを製造会社に確認します。



⑤ 水質

水質についての情報が必要な例としては、純水製造装置のように原水を水道水から直接採取するものや、冷却装置で水道水を利用するものなどがあります。本邦調達の機材は、日本の水道水を目安に設計されているため、現地の水が濁り水や石灰分などを含む水の場合、使用に支障をきたす場合もあります。その場合には、プレフィルターや循環式冷却装置の追加による対応を検討します。

⑥ 燃料ガス

燃料ガスについての情報が必要な例としては、ガスバーナーのあるクリーンベンチなどがあります。多くの国ではプロパンガスならば入手可能なため、プロパンガスを前提としていますが、一部産油国などではLNG（液化天然ガス）の入手も可能です。

なお、ガスが必要な機材の場合、可能な限り、参考銘柄情報シートでも機材毎にその旨を記載してください。

⑦ 燃料

燃料についての情報が必要な例としては、車両・農業機械・建設機械・発電機などがあり、国によっては、ガソリンかディーゼルのどちらかが極めて入手困難な例もあります。なお、燃料が必要な機材の場合、可能な限り、参考銘柄情報シートでも機材毎に記載してください。また、特に燃料の質が悪く、フィルターなどの付属品を通常以上に必要とする場合がありますので注意してください。

⑧ マニュアルの言語

マニュアルの言語については、英語を原則とします。

マニュアルの言語については、プロジェクト終了後に機材が現地側に引き渡される点を考慮し、英語を原則とし、英語のマニュアルがない場合は、簡易な機材であれば日本語でもよいとしています。

現地語への対応は、主要な言語（フランス語・スペイン語・中国語など）でもかなり困難であり、必須とする場合は、翻訳が必要となります。安価な機材では翻訳料が機材費より高くなる可能性もありますので、費用対効果も勘案してください。また、

これは、機材のパネル表示や画面表示でも同様のため、日本語表示の機材要請については慎重に検討願います。

なお、日本語以外のマニュアルが必要な機材の場合、可能な限り参考銘柄情報シートでも機材毎にその旨を記載してください。

⑨ 単位系

単位系についての情報が必要な例としては、工作機械や工具、配管設備などがあります。工作機械や自動車整備などの専門家の方のみならず、単位系がメートル単位（SI単位、MKS および CGS 系を含む）あるいはインチ系かの情報については、農業や医療の分野で分析機器や医療機器の保守機材などを要請される場合についても、必ず記入してください。使用単位の特定が必要な機材については、メートル法(m、kg)かヤード・ポンド法(ft/inch、1b(=pound))のいずれが適当であるかを確認してください。

⑩ 一般的な薬品の入手

一般的な薬品の入手について情報を提示いただくのは、アルコール、塩酸、硫酸、過酸化水素水など、一般的な試薬も本邦調達として要請される場合があります。これら危険物や劇物にあたる物質は、量にもよりますが、輸送上特別の容器を必要とする場合も多く、経済的な理由から、要請される純度のものが現地で入手可能ならば（化学系の大学があれば、多くの場合、入手可能と思われます）現地調達とし、本邦調達は現地で入手困難な試薬のみに絞ってください。

なお、購入・輸送に際し特別な対応が必要なものは、特定有害物質および海洋汚染物質にあたる物質、輸出貿易管理令による化学兵器・生物兵器・核兵器製造に流用可能な物質、危険物船舶運送および貯蔵規則・IATA 危険物規則書でUN 容器が必要とされている物質などです。

また、燃料ガス以外のガスで、ガスクロマトグラフのキャリアガス・校正に使用する標準ガス・MIG 溶接に使用するガス（水素・ヘリウム・窒素・アルゴンガスなど）の入手についても、現地にて入手の可否につきお知らせください。これらのガスは、機材が要請された段階では消耗品として記載されないことが多く、当初2年分程度を消耗品として付属させることはできても、長期に渡る運用には現地調達が可能であるとの条件が必要です。

⑪ その他

熱帯地仕様、寒冷地仕様など特殊な仕様が必要であるかについても確認します。

（オ）用途・需要者等チェックリストの作成

安全保障輸出管理の観点から、機材の用途や需要者が、大量破壊兵器や通常兵器に転用されるおそれがないことを、「用途・需要者等チェックリスト」（様式ア⑤）に基づき確認し、確認したリストを用途・需要者等チェックリスト案として、JICA に提出してください。

なお、JICA の資産として調達し、事業終了後に相手国実施機関に譲与を予定する機材の場合には、機材管理責任者は、譲与される相手国実施機関の機材管理責任者としてください。

イ. 現地通関情報及び輸送情報の収集

(ア) 現地通関情報

技術協力事業等では、本邦で調達した機材は、現地での輸入に係る関税が免除されます

(免税通関)。免税通関に際して、荷受人(コンサイニー)及び免税手続きの流れについて確認します。併せて、免税通関・引取りに必要な所要期間を確認します。なお、コンサイニーについては住所、電話番号等も確認します。国によってはコンサイニーが間違っていると免税通関ができないことがあります。

免税通関は関税が免税されるだけであり、他の通関手続きが免除されるとは限りません。現地での輸入に際して特別な手続きが必要かどうかを確認します。

(イ) 現地輸入規制

国によっては、自国産業保護等のために、一定の品目に輸入規制をかけていることがあります。これらに該当すると、輸入が許可されない場合があります。現地で輸入規制されている機材が含まれていないことを確認してください。輸入許可の取得が困難な場合には、現地調達による代替案を検討する必要があります。また、ケニアなど国によっては、規制製品の船積前検査を義務付け、輸入関連手続きの際、証明書の提出や輸入機材のHSコードの記載を求めることがあるので、その確認も必要です。

(ウ) 現地輸送情報

現地輸送情報(陸揚(空)港、陸揚(空)港からプロジェクト・サイトまでの輸送手段等)についても確認します。原則は、JICAが負担するのは陸揚(空)港までです。ただし、JICAと相手国実施機関との協議の結果、JICAで陸揚(空)港からプロジェクト・サイトまでの内陸輸送を負担する場合があります。

ウ. 現地調達の可否の確認

現地調達が可能な機材は本邦調達としますので、現地調査の際に、現地調達が可能かどうか調査します。

【本邦機材調達（据付技師派遣）と現地工事・作業】

現地工事・作業を機材調達契約に含めて本邦受注業者の請け負わせることは、受注業者が一括して業務完了まで責任を持たせることができるため、発注者側に立てば、責任が明確であるとのメリットがあります。

一方、受注業者側のリスクが大きくなるため（為替変動、現地業者の業務遅延等）、現地事情に通じた業者しか入札に参加しないなど競争性の阻害につながり、入札価格の高騰を招く恐れもあります。

他方、発注者側は先方負担工事の履行確認、受注者と現地請負業者との契約における免税手続き、現地工事の進捗管理等多岐にわたる調整業務が発生するため、現地での工事や長期間の保守が必要な場合には別契約にて設計・施工管理及び保守管理等の体制構築を行う、もしくは現地再委託等により現地工事等の実施について検討願います。

上記の理由から本邦機材調達では据付技師派遣を除いて現地工事等の付帯業務は機材調達契約には含めないこととしました。

(2) 参考銘柄情報シートの記入要領/参考銘柄調査・銘柄指定理由の確認

可能な限り各機材とも参考銘柄を2つ探し、競争性を担保する仕様とします。ただし、単価 5 万円以下のアイテムは1 銘柄で結構です。

外国製品を参考銘柄にする際は、現地調達できないのか、本邦調達とする場合は立会検査をどこで行うか（本邦に一旦輸送して本邦で行うか、又は第三国から仕向地へ直送し仕向地で行うか）を検討します。第三国での立会検査は行いません。

1) 基礎情報**①優先順位**

予算の制限で機材を全て購入できない場合、優先順位の高い機材から購入していくことになりますので、慎重に検討してください。

また、複数の機材がひとつのシステムを構成する場合は、優先順位に枝番号をつける、またはシステムの概念図（システム図・接続図・全体図など：システム図については後述）を添付するなど、各機材間の連動／接続が明確に理解できるよう情報提供願います。

ただし、現実には、優先順位は A・B・C の3 ランク程度とするか、予算内に収まると考えられる機材は全て優先順位 A とし、不足が予想される部分のみ B から優先順位を付けていく程度の対応でかまいません。

②機材名

可能な限り特定メーカーが使用している機材名ではなく、機材の一般名称を記入してください。

③メーカー名・参考銘柄／型番

参考銘柄は、機材ごとに原則 2 社の銘柄を記載してください。本邦調達の機材については、金額に係わりなく全機材について同等品（参考銘柄②）を 参考銘柄情報シートに記入してください。

例えば機材リストに仕様の記載がなく機材名のみ記入されているなど仕様が明確でない場合においても、参考銘柄及びメーカー名が記入されていれば、要請された参考銘柄の仕様を参考として仕様書を作成することが出来ます。

ここで注意していただきたいことは、参考銘柄自体は、あくまでも要請仕様に合致した機材の一例であるという点です。銘柄指定の場合を除き、仕様と同等と判断されれば、入札の結果次第で参考銘柄と異なる機材が購入・輸送される可能性があることを、予めご了承ください。

ただし、参考銘柄が明記されている場合、参考銘柄の一般的な仕様項目において、参考銘柄と比較し性能が同一かそれ以上の性能を有する機材のみを同等と判断していますので、論理的にはカタログ・スペック上はレベル以下の機材が入らないことになります。問題は、カタログに現われない仕様（使い勝手、信頼性、職人技など）で、この点に関しては、後で説明する「特に必要な仕様／特別付属品」の項目において、クリアすべき最低限の仕様の具体的記述（もしくは、入れられては困る劣悪な仕様の具体的記述）を記入する以外に、手立てはありません。

なお、参考銘柄探しについては、国際協力調達部契約推進第三課に支援を依頼することも可能です。スペアパーツ・専用消耗品などについては、部品名称・部品

番号だけでなく、機材本体の型番・シリアル番号（車両の場合、車体番号・エンジン番号など）・製造年度もしくは供与年度・レビジョン番号（電子回路基板など基板上にプリント）・取扱説明書／パーツリストの版数（通常、表紙・裏表紙・奥付などに記載の番号もしくは日付）なども併せて提供願います。

共通仕様の作成に当たっては、参考銘柄（参考銘柄①）と同等品（参考銘柄②）の一般的な仕様を比較して、それぞれの項目が同一かそれ以上の性能を有しているかどうかで、同等と判断しているため、仕様のすり合せにかなりの時間を要することになります。判断に迷うケースでは、仕様などを記したカタログとともに専門家等に照会させていただくことになります。

銘柄を指定せざるを得ない場合には、次の「銘柄指定要件」を踏まえ該当する項目に応じ、その理由を具体的な状況説明を付し明確にし、「銘柄指定理由書」（任意様式ア②）を作成してください。なお、銘柄を指定しようとする機材が、特定の者に独占販売権が与えられている場合があります。競争性を高めるために、仕様の範囲を極力広げて他の参考銘柄を探すよう努めてください。**なお、特定の者に独占販売権が与えられている銘柄を指定せざるを得ない場合には、JICA と事前に相談してください。**

銘柄指定要件

- (1) 特許または工業所有権等を有する機材を調達する場合で、同等の代替品が存在しない場合
- (2) 既に調達されたもしくは調達することが決まっている機材との整合性がなければ目的を達成することができない場合
- (3) アフターサービス等の点において著しく有利な条件がある場合（2500万円を超える場合は、銘柄指定される機材のアフターサービス体制（アフターサービスを実施する者の経営状況、技術レベル、技術者数、機材の契約実績等）を詳細に確認でき、かつ、他社製品のアフターサービス体制が不十分で機材調達直後にも整備される計画がないことを示す資料の提出が必要です。）
- (4) 機材導入先における当該機材の主たる使用者が当該機材の取扱いに習熟しており、他機種への転換が著しく困難で事業目的を達成できない恐れがある場合
（2500万円を超える場合は、供与先の機関からの銘柄指定に係る公式の要請書の提出が必要です。）
- (5) 事業目的を達成するために機材導入先と本邦研究機関・共同研究者等との間でのデータの互換性や整合性を確保することが必須であり、特定の銘柄のみでその互換性や整合性の確保が可能となる場合
- (6) 機材使用国において、事実上の標準（de facto standard）となっている仕様を含む銘柄である場合（2500万円を超える場合は、特定の仕様が機材使用国の市場を占有する率が著しく高いことを示す資料の提出が必要です。）
- (7) その他、特定の銘柄以外の機材では、目的達成が著しく困難である、目的達成の効果・効率性が著しく低下する場合

④ 技師（据付技術者）派遣の要否

技師（据付技術者）の派遣が必要な場合は、「要」と記入してください。

⑤ 機材の用途

機材の用途も、機材のグレードや機材構成を決定する重要な要素ですので、必ず用途が明確になるように記載してください。

⑥ 特に必要な仕様／特別付属品

技術移転の目的達成のために重要である、あるいは使用目的から特に必要とされる仕様、または付属品を記入願います。

これは詳細な仕様を記入していただきたいという意味ではなく、一般に標準品として販売されている機材であれば、機材のグレードや機材構成を特定できる数項目の必要最小限の仕様を分かる範囲で記入して下さい結構です。

ただし、上記ウ．で触れたように数値では判断できない「使い勝手」や「信頼性」等の項目があれば、機材がクリアすべき最低限の仕様（もしくは、入れられては困る劣悪な仕様）を可能な限り具体的に記入してください。

特別付属品が機材本体とメーカーや型番が違う場合には、個別にメーカー名・参考銘柄／型番、機材の用途も記載してください。

また、設置場所などの制限がある場合（例えば、高さ、幅、搬入予定経路の寸法、設置階など）はそれらも併せて記入願います。

その他、現地語の取扱説明書を希望するなどの個別の情報があれば記入願います。

なお、仕様を記入していただく代わりに、必要な仕様にアンダーラインなどで印をつけた、英語のカタログないしは技術資料を添付していただいても構いません（日本語・英語以外の資料は原則として使用しないでください）。

標準品とは、メーカーのモデル名・型番などがあり、そのモデル名・型番などを指定することで製品が特定できるものを指します。改造を施す、もしくは標準でない仕様を要求するような特別注文品については、出来る限り詳細な仕様（図面などを含む）を提供願います。また、図面の入手先と（判明していれば）それを入札時に公開してもよいかどうかの可否も併せて記入してください。

⑦ 数量・単位

試薬など容量を特定する必要があるもの（例：500ml × 6本）やセット組のもの（10個／箱 × 3箱）などは、数量・単位と併せてこれらの条件を記入してください。なお、最小販売数量の制限がある場合には要請数量以上となることがあります。

⑧ 調達地

在外で使用する機材の調達については、現地での調達環境の改善及び機材引渡し後の相手国側の維持管理上の便宜、現地調達の経済性等を考慮し、現地調達をその原則としています。具体的には、以下の要件を満たす場合を除き、原則現地調達としています。

- ア. 複数の現地販売店等が存在しない等の理由により、競争に基づく調達（価格競争又は見積合わせ）の実施が困難である。
- イ. 以下に例示する要件等で、調達する機材の性質上、本邦調達又は第三国調達しなければ目的を達成し得ない。
 - ・技術移転の目的上、本邦企業又は第三国企業へ特注しなければ求められる品質を担保できない。
 - ・供与済機材のスペアパーツ等の生産者が本邦企業又は第三国企業である。
- ウ. その他、現地調達が困難もしくは不利であることが明らかである。

⑨単価（円）

全体予算と比較した場合の各々の機材価格（本邦、現地単価の総額）を積み上げる目安ですので、現地で調査された価格、入手したカタログからの情報など分かる範囲で記入願います。予備品、消耗品が必要であれば、「本体価格 10%相当の予備品、消耗品」と記入する方法もあります。

なお、必須の予備品・消耗品やこれらの数量が特定できれば、上記「特に必要な仕様／特別付属品」に記載ください。予備品・消耗品の金額も単価に反映する必要があるためです。

また、仕様書作成段階での積算の条件は、以下を基本条件とし、特に値引き交渉などを行わず、メーカーの見積価格をベースとします。JICA で機材を調達する場合には、基本的にアカデミックディスカウント（学校や研究機関に対する特別割引価格の設定）などの対象になっていないこと、試薬などの場合には特殊梱包が必須であること、購入数量が単発かつ少量であること、海外でのサポートを求めことなどから、国内で使用するために調達するよりも高額となる場合があります。

- ア. 本邦指定場所渡し
- イ. 輸出梱包（木枠密閉）、ただし梱包木材の熱処理が義務付けられている国向け及びそれらの国を経由する機材の場合は、梱包材の熱処理費用を含む
- ウ. 本体価格 10%程度の消耗品・予備品（保管での有効期限が短いものは除く）（要請のある場合）
- エ. 現地電源への対応（原則トランス対応も認める）
- オ. 取扱説明書は和英各 1 部、あればパーツリストなど技術資料も取り付ける。

2) 照会情報

メーカー連絡先が判明している場合、日本国内での住所（県名）、電話番号、もしくはインターネットのアドレスなどを記入願います。特に、（専門分野では知名度が高くても）本邦では一般に有名でない海外メーカーや、国内メーカーであっても地方企業や中小企業などの場合、連絡先を調査する初動段階で多くの時間を要することが多く、これらの情報の提供が役立ちます。

3) システム機材を調達する場合の参考銘柄情報シート作成にあたっての留意事項

システム機材を調達する場合、参考銘柄情報シートの記載によっては、プロジェクトで必要とするシステム内容を十分に認識できず、国際協力調達部機材調達班で作成する機材仕様書において、システム構成に食い違いが生じることがあります。このため、システム機材を調達する場合には、以下の点に留意して参考銘柄情報シートを作成ください。

なお、システム機材のシステム構成や同等品の情報収集については、国際協力調達部契約推進第三課に支援を依頼することも可能です。

① 枝番の付記

複数の機材がひとつのシステムを構成する場合、優先順位の後の番号欄に枝番を付してシステムの構成機材であることを示してください（例：1-1.1-2, 2-1, 2-2, 2-3 など）。

② システム概念図の添付

システム図、接続図、全体図などを添付して、各機材間の連動／接続が明確に理解できるように情報提供してください。現地保有機材と要請機材との関係もわかるような図を提供ください。

例1：（ネットワーク機材）主要装置、パソコン、サーバ、ソフトウェアなど一連機材の連動

／接続がわかるようケーブル、ハブ、ルーター、予備 HDD など周辺機材も含めて記載する。

例2：（計測システム機材）データロガー、パソコン、モニター、プリンター、センサー類のインターフェイス（USB、RS232C、アナログなど）を「特に必要な仕様」として記載してください。

例3：（射出成形機械システム）各機材の構成図、製作希望の製品の図面など使用する機器および付属品の詳細を明確にする。

③ 技師派遣の条件

システム機材であるため、メーカー自身ではなく、システム事業者が据付・調整を行うことが望ましい場合があります。いずれの業者が据付・調整を行うことが適切か情報提供してください。

日本から派遣される技師は先方の建造物等への付帯施設に関する土木工事、配電工事は行いません。これらが必要な場合、施工業者と必要資材を別途手配します（原則は相手国実施機関又は在外事務所が手配しますが、工事内容及び現地事情によっては機材調達の受託者の契約内容に含める場合もあります。）。日本の技師は、現地実施機関や施工業者を監督・指導して、システム全体の据付・調整を行います

（３）参考見積書やカタログの取り付け

機材仕様書及び価格積算参考資料の作成にあたり、機材に関する市場情報を入手するため、参考見積書とカタログを取り付けます。取付けにあたっては「**見積書作成依頼書**」（別冊）を参考にしてください。必要事項が概ねカバーできます。

（カタログ）

具体的な仕様項目・内容、付属品の内容等の情報が網羅されており、機材仕様書の作成にあたって重要な資料となります。取り寄せたカタログに基づき、分析機器の場合には測定範囲、工作機械の場合には加工範囲など仕様の詳細を確認します。

（参考見積書）

機材仕様書作成や積算の前に、具体的な納期や価格、銘柄に関する情報を入手するために取る見積書のことをいいます。

これら資料の取付けによって、仕様、価格、納期の情報だけでなく、輸出の可否、技師派遣の要否等を確認します。その結果を、「**調達機材総括表**」（様式ウ③）の機材関連情報に取りまとめます。「**調達機材総括表**」の記入方法については、「（６）調達機材総括表」の作成を参照してください。

また、収集した参考見積書やカタログの写し等は成果品とともに JICA に提出します。併せて、各機材のメーカー、代理店等の紹介先情報は「**メーカー名一覧・見積書依頼先**」（様式ウ①）として提出します。

【留意事項（重要）】

参考見積書の取付けにおける留意事項を以下に記載します。なお、参考見積書の取付けにあたっては、特定の業者に有利・不利になることがないように十分に注意してください。

- ① 参考見積書は、JICA宛でなく、開発コンサルタント等宛のものでも結構です。
- ② 極力直接メーカーに照会し参考見積書を取り付けます。市販のディスカウント価格ではなく、卸値を確認してください。卸値と実勢価格との乖離については、査定率を乗じることにより計算します。
- ③ 商社等から参考見積書を取り付ける場合は、できるだけ2社以上から見積書を取り付けます。ただし、契約の全容や合計金額が推測されないように、分割して見積書を取り付けてください。見積金額にマージンが含まれているかどうかを確認し、マージンを差し引いた価格を積み上げてください。商社マージンは、機材金額の総合計に対して、商習慣上妥当な割合を乗じて計算します。
- ④ 取り付けた参考見積書に有効期限が記載されているかどうかを確認します。入札手続きには2～3か月間を要しますので、有効期間はそれ以上の期間が必要です。可

能な限り、参考見積書の有効期限は 4 カ月以上として取り付けてください。なお、参考見積書の有効期限が入札日までに失効する場合には、金額を再度見積依頼先に確認してもらう場合があります。

- ⑤ 単価5万円以下のものを単品で少量購入する場合には、インターネットで検索したページのコピーでも結構です。ただし、ディスカウント価格やオークション価格は使用しないでください。
- ⑥ 梱包費の参考見積書については、多くの機材がある場合、個々のメーカーからではなく、梱包業者から取り付けます。機材数が限られていてメーカーに梱包済みで納入してもらうのが合理的な場合や、特殊な梱包が必要なためメーカー側に梱包を依頼する必要がある場合、それらの費用を含む参考見積書をメーカーから取り付けてください。
- ⑦ 輸送費の参考見積書については、メーカーから聴取した容積・重量を元に、輸送業者から見積書を取り付けます。特殊な輸送方法が必要な場合は、メーカーからその情報を聴取してください。
- ⑧ 参考見積書を取り付けるのは、単に予算額を確認するためではありません。参考見積書に型番や数量のほか基本的な仕様や標準付属品（無料で必ず付属するもの）、特別付属品（有料だが、購入しないと本体が機能しないもの又は現場の状況から買い足す必要があるもの）等を記載してもらうことにより、より正確な機材仕様書作成の基本情報が得られます。また、参考見積書には納期も記載してもらい、調達スケジュールの参考とします。
- ⑨ 経済産業大臣による輸出許可（E/L : Export License）該当品、危険品、温度管理品（冷蔵・冷凍品）、輸送に注意が必要なもの、特殊梱包の要否、検疫が必要なもの、米国再輸出規制の該当品や薬事法関連品等が含まれているかどうかなど関連情報も参考見積書とともに確認してください。（別冊参考資料の「輸出規制の概要」参照。）
- ⑩ 参考見積書と併せて、取扱説明書（英語又は現地通用語）の有無を確認します。また、海外で使用する場合にもメーカー保証期間1年間が得られるかどうかを併せて確認してください。なお、本邦の代理店からの購入ではメーカー保証を得られない場合でも、当該国あるいは第三国の代理店から購入することによって、メーカー保証が得られる場合もありますので必要に応じて確認してください。
- ⑪ 参考見積書と併せて、各機材について、現地でのメンテナンス、アフターサービスの情報も確認します。
- ⑫ 現地輸入規制に該当するか否か判断するために機材の HS コードを必要とする場合があります。あり、メーカー側に情報提供を依頼することがあります。

(4) 機材仕様書の作成

ア. 機材仕様明細書（様式イ①）

機材仕様書の中でも最も重要な資料が、「機材仕様明細書」です。

「機材仕様明細書」に記載する仕様は、参考銘柄のカatalogや機材仕様を確認できる資料から選択して記入します。ただし、すべての仕様を転記するのではなく、いくつかの仕様項目の中から必要最小限の項目に絞り込みます。

必要な仕様項目・仕様情報が不明なままだと銘柄を選定できないので、見積もることができません。また、あいまいなまま手続きを進めれば必要な条件を満たさない銘柄が調達され、その後の技術移転に影響を及ぼす等重大な問題が生じることになりかねません。一方で用途、使用環境に照らして特に必要でない仕様まで含めると、対応する銘柄が限定されてしまい、競争性が低下することになりかねません。真に必要な仕様だけに絞って、「機材仕様明細書」に記入するようにしてください。複数の参考銘柄を包摂する幅を持った仕様とすることが重要です。

イ. 梱包条件書・輸送条件書・技師派遣条件書（様式イ②③④⑤）

「梱包条件書・輸送条件書・技師派遣条件書の記入要領」（別冊）を参照に作成してください。

なお、参考見積書の取付けにおいて、機材の据付・調整・操作指導等のための技師派遣の必要性が確認された場合には、業務内容と必要工数（人日数）を検討し、「技師派遣条件書」を作成します。また、派遣期間が1ヶ月を超える長期となる場合には、工程表も作成します。

ウ. 図面

注文製造の機材や設置・接続作業が必要な機材の場合には、寸法や規格、接続方法等の明細が分かる「図面」を作成します。

(5) 機材仕様明細書の記入要領

1. 総則

機材仕様明細書(エクセル様式)の冒頭に、総則として各アイテムに共通する次のような事項について記載してください。エクセル様式の冒頭に記載すると何行にもなって読みにくい場合は、別紙(ワードも可)としても構いません。

- 1 機材種別とアイテム数
- 2 調達目的・用途
- 3 共通仕様
 - (1) 中古品は認めないこと。
 - (2) 電源情報(単相・三相の区分、電圧、周波数、プラグ形状)
 - (3) 銘板を付けること(言語指定)
 - (4) その他(機材の共通仕様にかかることを記載)
- 4 特記事項
 - (1) 指定販売店があればその連絡先
連絡先を公表することについて了解を取ったうえで、住所、電話番号、もしくはインターネットの代表アドレスなどを記入願います。
 - (2) 技師派遣の有無
 - (3) 現地作業・工事の有無
 - (4) その他

2. 機材仕様明細書

1) 参考銘柄

銘柄指定でない限り、参考銘柄を2つ記載し、その前段に共通仕様を記載してください。参考銘柄は指定銘柄ではありませんので、全く異なる銘柄でも、記載された共通仕様をクリアされていれば参考銘柄と同等かそれ以上の性能を有すると判断し、スペックインとなります。

2) 仕様

使い勝手やメーカーの信頼性、商品のイメージといった抽象的な仕様を記入するのは難しく、望ましくない銘柄をスペックインとしないためには、クリアすべき最低限の仕様の具体的記述(もしくは、入れられては困る劣悪な仕様の具体的記述)を記入していただくしかありません。

とはいえ、特定の銘柄のカatalogにある仕様を全て列挙するのでは意味がありません。機材のグレードや機材構成を特定できる数項目の必要最小限の仕様を分かる範囲で記入すれば結構です。ただし、複数の参考銘柄を包摂する幅を持った仕様とすることが重要です。

設置場所などの制限がある場合(例えば、高さ、幅、搬入予定経路の寸法、設置階など)はそれらも併せて記入願います。標準品に改造を施すなど特注品となる場合については、出来る限り詳細な仕様(図面などを含む)を提供願います。また、図面の知的財産権所有者名とそれを入札時に公開してもよいかどうかの同意の有無も併せて記入してください。

スペアパーツ・専用消耗品などを調達する場合は、部品名称・部品番号だけでなく、機材本体の型番・シリアル番号(車両の場合、車体番号・エンジン番号など)、製造年度もしくは供与年度、レビジョン番号(電子回路基板など基板上にプリント)、取扱説明書・パーツリストの言語と必要部数なども併せて記入願います。

3) 構成品・標準付属品・特別付属品

2つの参考銘柄とも、その仕様、構成品(本体と一体となっているが、輸送に当たって分解されるもの)、標準付属品(無料で付いているもの)、特別付属品(有料だが付けないと充分機能しないもの)を記載してください。構成品、標準付属品、特別付属品は、数量も確認し記載してください。特別付属品のメーカーが機材本体と異なる場合には、特別付属品の情報の横にメーカー名・型番を記載してください。

スペアパーツや専用消耗品が現地調達できない場合は、特別付属品として記載します。必須の予備品・消耗品やこれらの数量が特定できれば特定し、数量を決められない場合は「本体価格 10%相当の予備品、消耗品」と記入してください。ここでは最低当該プロジェクトの実施期間中必要な数量を記載してください。

見積書取り付けと同時に、英文取扱説明書の有無と有料か無料かも確認していただきます。英文取扱説明書が必要な場合には、無料の場合は標準付属品、有料の場合は特別付属品のところに記載しておかないと、納入のときに漏れる恐れがありますので、ご注意ください。また、現地語の取扱説明書が特別に必要な場合は記入願います。その場合は、翻訳をメーカーに依頼するか、受注者が外注するかも確認し明記してください。

パーツリストなど技術資料も同様に有無と有料か無料かも確認し、必要な場合には、無料の場合は標準付属品、有料の場合は特別付属品のところに記載してください。

(6) 機材仕様明細書の精査におけるチェックポイント

本チェックポイントでは本邦調達・現地調達の双方に対応する記載としています

ポイント1 不必要に競争の余地を狭めていないか

参考銘柄のカatalogから仕様をただ単に転記するだけでは不十分です。必要以上の条件を付すと、競争性を著しく低下させてしまうおそれがあります。とりわけ、機材仕様書に記載された数値については、それが絶対条件としての数値であるか、もしくは満たすべき基準に過ぎないのか、「～以上」「～未満」といった文言で適切に補完することが大切です。

以下、具体事例に基づいて解説します。

【具体事例 1】	
1. パーソナルコンピューター（仕様）タイプ: デスクトップ CPU: Core i5 RAM: 2,111 MB HDD: 500 GB 光学記憶装置: DVD-ROM 48 倍速、内蔵モニター: 17 型 TFT	2. 車両(ステーションワゴン)（仕様）駆動方式: 4WD エンジン: タイプ: ディーゼル総排気量: 3000cc ハンドル位置: 右側 シフト方式: マニュアル(5 速)乗車定員: 8 人

この仕様書案では、パソコンでは、CPU、RAM、HDD 等、車両では排気量・乗員数において限定的な条件となっているため、この条件を満たす銘柄が限定され、競争の余地を狭めてしまうおそれがあります。

機材仕様書を作成する際には、公共調達の 3 原則である「公正性」、「競争性」及び「透明性」を確保できる仕様となるよう、十分留意する必要があります。

例えば車の排気量について、A 社では 2,500CC まで、B 社は 2,800CC の上は 4,200CC から、C 社は 2,000CC、2,500CC、3,000CC、4,500CC と幅広く製造されているとします。この場合、機材仕様書に「排気量 3,000CC」と記載されていれば、その条件は A 社及び B 社を明確に排除してしまい、「事実上の銘柄指定」ということになってしまいますが、「排気量 3,000CC 以上」とすれば、B 社及び C 社の製品が仕様を満たすことになります。

このように、競争性を確保するために仕様においてある程度の幅を設定することが必要です。

また、例えば「排気量 3,000CC 程度」という表現では、どこまで認められるか、2,800CC、2,600CC はどちらも仕様を満たしているかという問題が生じる可能性がありますので、「～程度」という表現は、使用しないようにします。「材質: アルミニウム同等品」という表現も同じ問題を含んでいます。可能であれば、競争性の確保のために、複数の異なるメーカー製品を比較し、材質であれば「材質: アルミニウムあるいはジュラルミン」のように併記します。

【改善前】	【改善後】
1. パーソナルコンピューター (仕様)タイプ:デスクトップ CPU:Core i5 RAM:2,111 MB HDD:500 GB 光学記憶装置:DVD-ROM48 倍速、内蔵 モニター:17 型 TFT	1. パーソナルコンピューター (仕様)タイプ:デスクトップ CPU:Core i5 以上 RAM:2,111 MB 以上 HDD:500 GB 以上 光学記憶装置:DVD-ROM48 倍速、内蔵 モニター:17 型以上 TFT

【改善前】	【改善後】
2. 車両(ステーションワゴン) (仕様) 駆動方式:4WD エンジン: : タイプ:ディーゼル総排気 量:3000CC ハンドル位置:右側 シフト方式:マニュアル(5 速) 乗車定員:8 人	2. 車両(ステーションワゴン) (仕様) 駆動方式:4WD エンジン: : タイプ:ディーゼル総排気 量:3000CC 以上 ハンドル位置:右側 シフト方式:マニュアル(5 速) 乗車定員:8 人以上

＜参考銘柄を2つ以上記載する場合＞

同等品調査を行い、参考銘柄を2つ以上記載する場合には、すべての参考銘柄が満足する仕様としなければなりません。

[例1] パソコンについて A 社と B 社を参考銘柄に記載

1. A 社の HDD の容量は 500GB、B 社の HDD の容量が 1TB の場合、機材仕様書では「HDD500GB 以上」と記載する必要があります。
2. 光学記憶装置として「CD-ROM」が必要な場合に、A 社のモデルが上位互換の「DVD-ROM」を標準搭載しているからといって「DVD-ROM」と記載すると、B 社はオプションでも対応できなくなる可能性があります。本来の要求仕様である「CD-ROM」と記載します。

[例2] 車両について C 社と D 社を参考銘柄に記載

C 社の総排気量 2,800CC、D 社の総排気量 3,200CC であった場合、機材仕様書では、「総排気量:2,800CC 以上」と記載する必要があります。

【注意】

メーカーの販売戦略により、仕向国をカバーする代理店や販売ルートなどを限定していることがあります。また、仕向国用の仕様のものを本邦で調達できないこともあります。パソコン、車両などでそのような状況がありますので、仕向国において入手可能かどうか、仕向国をカバーする代理店がどこの国にあるかも調査してください。その結果によって、現地調達、第三国調達、或いは第三国出荷の条件の本邦調達とする

必要がある場合もあります。

ポイント2 付属品について適切に記載されているか

次に、付属品類の取扱いについて記載します。最初に「付属品」という言葉について整理したものが次表です。

名 称	定 義
付属品 (Accessory)	標準付属品、特別付属品、予備品、消耗品の総称
標準付属品 (Standard Accessories)	本体価格に含まれる付属品のこと。消耗品、予備品の場合でも、本体に標準で付いていれば、標準付属品とする。（例）パソコンの電源コードなど。
特別付属品 (Optional Accessories)	「有料」で、消耗品・予備品に当てはまらない、本体の機能を補完・強化するような機材をいう（有料のオプション品等）。 （例）分光光度計のセル、オートサンプラ、プリンターの接続ケーブルなど。
消耗品 (Consumables)	有料（標準付属品以外）で、本体の運用に伴って消費される資材をいう。 （例）プリンターのインクカートリッジ、ガスクロマトグラフのキャリアーガス、超音波診断装置のゼリーなど。
予備品 (Spare-parts)	有料（標準付属品以外）のスペアパーツのこと。本体の運用に伴って、磨耗・疲労などにより、交換が必要になると予想される部材。 （例）車両のタイヤ、駆動用のベルトなど。

銘柄によって標準付属品の構成が異なることがある一方で、機材仕様書にはすべての参考銘柄に共通する仕様を記載する必要があるからです。

付属品に関し、良くある事例として、現地で機材を購入したところ、その機材を使うのにどうしても必要となる付属品が納入されなかった、ということがあります。このケースの背景にあるのは、「これを買えば、特に言わなくても自動的にこの付属品がついてくる」といった思い込みです。当然本体に付随する標準付属品も含めて、必要なものを全て、機材仕様書に明確に記載する必要があります。

以下、具体事例に従い解説します。

【具体事例 2】	
1. パーソナルコンピューター	2. 車両(ステーションワゴン)
(仕様)タイプ:デスクトップ CPU:Core i5 RAM:2,111 MB HDD:500 GB ソフトウェア:MicrosoftOffice Standard(英語最新版) 電源:AC 100V~240V±10% 50/60Hz プラグタイプ:C 付属品:取扱説明書、標準付属品一式 参 考銘柄:Desktop PC Mate J ML-6 NEC 30 台	(仕様)駆動方式:4WDエンジン: タイプ:ディーゼル総排気 量:3000cc 以上 ハンドル位置:右側 シフト方式:マニュアル(5 速)乗車定 員:8 人以上 装備:標準装備、標準工具一式、スペ アタイヤ(4 本)、牽引ロープ参考銘 柄:Land Cruiser Prado LJ120-GKMEE TOYOTA 2 台

このケースでは、「標準付属品一式」という記載で、具体的に「モニター接続ケーブル」が記載されていません。「モニター接続ケーブル」が納品されていない場合に、「納入してください」と言っても、契約業者から「モニター接続ケーブルは、標準付属品でない」と言われて了解を得られないことがあります。

この事例では、本体の仕様は明確に記載されていますが、付属品に関する記載が曖昧になっています。

機材本体の付属品については、「標準付属品」を定めているもの、または「標準付属品」以外に「特別付属品(オプション)」を設けているもの、あるいは「付属品」と「耗品」が混在して用意されているものなど、銘柄(メーカー・型番)によって様々です。「標準付属品」は一般的に本体価格に含まれますが、特別付属品、消耗品、予備品等については別料金なので、機材仕様書に明確に必要な付属品、数量、仕様を記載する必要があります。

必要と思われる消耗品・予備品及び数量の選定については、専門的意見を参考にする必要があるため、メーカー・代理店に選定をまかせることもありえます。ただし、これだけは必ず必要というものがある場合には、最低限当該品を含まなければいけない旨を記載して下さい(ただし、その場合には参考見積を取り付ける際に、当該部品の価格を含めて確認しておくことが望まれます。。「本体価格の○%」など金額枠を設定して、種類と数量の選定はメーカー・代理店に一任する方法もあります。

次に改善例を示します。この改善例のスペアパーツに関する表現「本体価格の 10%」が意味するところは、車両本体の価格に対して、その金額の 10%相当分のスペアパーツを業者が選定し納入する、ということです(当然本体価格が低下すれば、スペアパーツ相当分の価格も低くなります)。しかし、必要なスペアパーツが決まっているのであれば、%表示ではなく、スペアパーツの内容を記載するようにしてください。

【改善前】	【改善後】
1. パーソナルコンピューター（仕様）タイプ:デスクトップ 付属品:取扱説明書、標準附属品一式 参考銘柄: Desktop PC Mate J ML-6 NEC 30 台	1. パーソナルコンピューター（仕様）タイプ:デスクトップ 付属品: 取扱説明書（英文）×1、電源ケーブル×1、モニターケーブル×1 参考銘柄: Desktop PC Mate J ML-6 NEC 30 台

【改善前】	【改善後】
2. 車両（ステーションワゴン）（仕様）駆動方式:4WD 装備: 標準装備、標準工具一式、スペアタイヤ（4 本）、牽引ロープ 付属書類: 取扱説明書 （オーナーズマニュアル英語、1 部） スペアパーツ:車両本体価格の 10%	2. 車両（ステーションワゴン）（仕様）駆動方式:4WD 装備: MW/FM ラジオ、センタードアロック、ワイパー、ドアミラー、フロントシートベルト、リアシートベルト、ヘッドレスト、ルームミラー、エアコンディション、標準工具一式、スペアタイヤ（4 本）、牽引ロープ 付属書類: 取扱説明書 （オーナーズマニュアル英語、1 部） スペアパーツ:車両本体価格の 10% （備考）その他、特に指定のない項目については〇〇国の法規に適合していること

パソコンの場合、パソコンの他にいくつかの機器が接続され、連動して使用されるというケースがあります。このような接続・連動性のある機材で、構成機器が複数のメーカーに及ぶ場合には、機材仕様明細書において特別な注意を必要とすることがあります。

どういう機器の組み合わせでシステム全体が構成されるのか、また、どの機器が他のどの機器と接続・連動するのかという点が機材仕様明細書から判断されない
と、例えば「パソコン本体とプリンターを接続するためのケーブルがない」あるいは「パソコンとプリンターを接続するためのインターフェースが適合しない（規格の違い）」といった問題が生じます。

【具体事例3】

1. パーソナルコンピューター

(仕様)タイプ:デスクトップ

インターフェイス:USB(3.0)×2、マウス用 RS2×1、
DisplayPort×2、RJ45 LAN コネクタ×1

参考銘柄: Desktop PC Mate J ML-6 NEC

2. プリンター

(仕様)……………

インターフェイス:USB2.0、有線 LAN、無線LAN参

考銘柄:CANON LBP712Ci

この問題事例では、パソコンで作成した文書、レポートを出力するためにプリンターを購入することを想定していますが、これらをインターフェースの選択をする必要があります。ユーザーの執務環境で無線 LAN とするのか通信速度から有線による接続を選択する必要が発生した場合、有線 LAN ケーブルを選択した場合は執務室からプリンターまでの距離により円形の「スタンダードタイプ」もしくは平らな麺のような形状の「フラットタイプ」を選択することになります。また、複数人での利用であれば、モデムポートの他に有線 LAN ルーター、LAN ハブの設置も必要となってきます。

USB3.0 と有線 LAN ケーブル



次に改善例を示します。

【改善前】	【改善例】
1. パーソナルコンピュータ（仕様）タイプ：デスクトップ インターフェイス：USB(3.0)×2、マウス用 PS/2×1、DisplayPort×2、RJ45 LAN コネクタ×1 参考銘柄：Desktop PC Mate J ML-6 NEC 2. プリンター （仕様）…………… インターフェイス：USB2.0、有線 LAN、無線 LAN 参考銘柄：CANON LBP712Ci	1. パーソナルコンピュータ（仕様）タイプ：デスクトップ インターフェイス：USB(3.0)×2、マウス用 PS/2×1、DisplayPort×2、RJ45 LAN コネクタ×1 参考銘柄：Desktop PC Mate J ML-6 NEC 2. プリンター （仕様）……………インターフェイス：有線 LAN(6 本×10m)フラットタイプ CAT5、有線 LAN ルーター1 台（仕様：・・・）、LAN ハブ 1 台（仕様：8 ポート・・・） 参考銘柄：CANON LBP712Ci

一般にシステム機材の構成機器については、それぞれの機器を個々に機材仕様書（機材仕様明細書）に記載するよりは、むしろひとつのシステム単位とその構成内訳機器について関連付けて仕様書に記載していく方が、個々の機器の接続・連動性に問題が生じにくいと言えます。

例えば、ガスクロマトグラフ（以下、「ガスクロ」という。）については、ガスクロ分析システムを構成する内訳機器として、ガスクロ本体の他に、水素炎イオン化検出器、エレクトロンキャプチャ検出器、コンピュータシステム等も一括りに仕様書に記載されていることにより、システム全体としての接続・連動性について留意が必要であることが分かります。

ポイント3 その他の注意事項

・薬品、毒劇物等許認可を必要とするもの

日本の薬品のなかには、薬事法や毒物劇物取締法により、販売許可を有している者でなければ販売できないものがあります。現地調達の場合でも、調達しようとする薬品について、現地の法規上販売資格の規制があるかどうかを確認することが必要です。

・温度管理品（冷蔵品・冷凍品）の扱いに注意！

試薬等の中には、品質の保持のために、一定温度下での管理が必要なものがあります。このようなものを調達する場合には、以下のような注意が必要です。

（ア）温度管理の必要性を、メーカー・代理店に確認する。

（イ）機材仕様明細書に、（備考）として温度管理品であること、設定（管理）温度を明記する。

上記（イ）のように明記することで、納入時点やプロジェクトによる使用時の取扱注意を喚起します。例えば、「10℃以下での保管」が必要である試薬が、納入後、屋外

で 30℃の気温で保管されれば、全て無駄になってしまいます。

薬品類等については、その有効期限について、ある程度の目安を記載しておくことも有効です(例:納入時に〇ヶ月以上の有効期間を残していること等)。納入された時点でわずかな有効期間しか残っていない場合、現地での使用に支障をきたすこともありえるためです。

ただし、残存有効期間を記載する場合には、薬品類によっては有効期限が生産時点から短く(例えば 3 ヶ月程度)設定されているものもありますので、メーカー・代理店に確認することが必要です。

・輸出規制に注意！

日本から輸出する場合には、様々な輸出規制関連法規を遵守する必要があります。具体的には、「外国為替及び外国貿易法(「外為法」)」により規制される他、その他の各種輸出関連法規によっても規制されます。

また、米国製品又は米国の技術による製品については、米国の輸出管理規則が「域外適用」されます。

日本から輸出する場合に適用される輸出規制の概要については別添資料を参照してください。

各種輸出規制に該当するか否かを確認し、輸出許可の取得が困難と想定される場合には、代替品を検討する必要があります。

・輸入規制に注意！

輸出先となる国の輸入規制に該当する品目かどうか、確認する必要があります。この点を確認しないまま調達手続きを進めると、現地に到着したにも関わらず、税関で止められて輸入できないといった事態が起きかねません。

調達機材の中には、据付調整・初期設定や操作指導が必要となる機材もあります。専門技術者を必要とする場合には、その点を競争条件の中で明確にする必要があります。必要性の有無を予め確認し、機材に係る情報入手の段階においても、メーカー・代理店から確認しておくことが必要です。一般的な機材であれば、現地代理店による対応が可能です。専門的な機材になると、本邦メーカー・代理店の専門技術者を派遣することが必要になることがあります。

・特注品に該当するか

例えば調達機材が一般的汎用品ではなく、特別注文製造品(特注品)である場合には、その製品についての型式名や型式番号が定められていなかったり、また既製カタログ等でその機材の性能・機能を確認することもできなかったりするため、納入機材の検査は、機材仕様書にある記載内容だけを根拠として行われます。従って、それら特注品である機材については、銘柄指定の有無にかかわらず、かなり詳細な機材仕様の記載が必要であり、設計図等が必要になることもあります。必要に応じ、プロジェクト、メーカー・代理店とも調整しながら、洩れのないように注意します。

・単位に注意！

機材の数量・単位について、誤解が生じないように正確な記載が必要です。

単位数量、例えばスライドガラスの「100 枚/セット」や薬品の「500g/瓶」のような容器単位あたり分量の記載が脱落していると、必要総量が不明確になり、必要総量に対す

る適正な価格の提示を受けることができなくなります。

薬品類等のように、一般には瓶やアンプル(注射液や薬液の1回分を密封した容器)の数量によっても数えられるもの等の場合は要注意です。

(7) 梱包条件書・輸送条件書・技師派遣条件書の記入要領

1. 梱包条件書

梱包条件書の定型仕様書を利用して作成します。特別な理由により、定型仕様書の文言を変更する場合には、変更箇所がわかるようにしてください。

1) マーキング

ア. ケース・マークの(コンサイニー略称)及び(仕向地都市名、国名)を具体的に記入してください。

イ. サイド・マークの使用言語をチェックしてください。

2) 梱包条件

取引条件(船積渡し、仕向地渡し又は本邦指定場所渡し)に応じて、定型仕様を選択してください。

3) その他留意事項

ア. 内陸輸送や保管のためにコンテナを買い取る場合には、「発注者がコンテナを買い取る」旨を明記してください。

イ. 内陸輸送の留意事項など個別案件の特殊事情がある場合には、内陸輸送の留意事項を記載してください。

2. 輸送条件書

受注業者の契約に含まれる輸送範囲は、原則、仕向(空)港までです。仕向(空)港からプロジェクト・サイトまでは、相手国実施機関又は JICA 在外事務所が輸送します。ただし、案件によっては、受注業者の契約に、プロジェクト・サイトまでの輸送を含める場合があります。仕向地を仕向(空)港までとするかプロジェクト・サイトまでとするかについては JICA と相談・確認します。

輸送条件については、取引条件(船積渡し、仕向地渡し)ごとに定型仕様書を用意しています。取引条件に対応する定型仕様書を用いて輸送条件書を作成します。

なお、取引条件が「本邦指定場所渡し」の場合には、「船積渡し」の定型仕様書を用いて輸送条件書を作成してください。JICA が輸送業者を別途選定する際に参考にさせていただきます。

1) 業務内容

業務内容は定型業務を記載しています。ただし、仕向地をプロジェクト・サイトとし内陸輸送まで契約業務に含める場合には、「(10) 仕向(空)港から仕向地までの内陸輸送」を追加し、「上記に付随する業務」を(11)とします。

なお、特別な理由により業務内容を定型内容から変更する必要がある場合には、JICA と事前に相談してください。

2) 輸送条件

ア. 船積(空)港は、原則、「受注者の手配による」と記載してください。

イ. 仕向(空)港は、現地調査のときに確認し、海上輸送の場合は仕向港名を、航

空輸送の場合は仕向空港名を記載してください。

ウ. 仕向地をプロジェクト・サイトとする場合にのみ住所を記載してください。エ.

「輸送方法と対象」は、メーカーから提供される寸法(縦×横×高さ)、容積・

重量等の機材情報、機材使用計画及びコストを総合的に勘案して、海上輸送と航空輸送のどちらが経済的かつ事業実施上望ましいかを検討し記載してください。機材を分割し、海上輸送及び航空輸送の双方により輸送する場合は、それぞれの対象機材のリストを作成し別添してください。

オ. その他、特殊な輸送条件が必要な場合には、「その他留意事項」に追記してください。

3) 貨物海上保険

取引条件が「船積渡し」か「仕向地渡し」のいずれかによって記載が異なるので注意してください。

ア. 船積渡しの場合

船積渡しの場合の定型仕様は次のとおりとします。輸送条件に応じた適正な付保期間を設定してください。

発注者を被保険者、受注者を保険契約代行者として、受注者は以下の保険条件で海上貨物保険を手配する。なお、船積み完了または輸送業者への引渡時点から保険が適用される。

・ 付保期間：

海上輸送の場合 仕向港荷揚げ後90日

航空輸送の場合 仕向空港荷揚げ後30日

海上輸送＋内陸輸送の場合 陸揚港荷揚げ後120日

航空輸送＋内陸輸送の場合 仕向空港荷揚げ後60日

・ 協会貨物約款（A）（Institute Cargo Clause（A））

・ 戦争保険、ストライキ保険を必須とする。

・ 第三者求償権放棄特約を認める。

・ 保険金額は機材費、梱包・輸送費の合計の100%とする。

イ. 仕向地渡しの場合

仕向地渡しの場合の定型仕様は次のとおりとします。

受注者の任意とする。ただし、仕向地で引き渡すまで(保管中及び技師派遣があるときは技師の業務実施中を含む)に損害が発生した場合、受注者は自らの責任で保険求償等を行い、代替品納入あるいは修理を行うこと。

4) 輸送書類

ア. 必要書類と部数

必要書類と部数は次を定型としています。この部数は変更しません。

提出書類名	海上輸送	航空輸送
① 海上輸送 : Bill of Lading * 航空輸送 : Air Waybill **	正 3 部、写 2 部	正 1 部、写 1 部
② Invoice ***	正 1 部、写 2 部	正 1 部、写 1 部
③ Packing List***	正 1 部、写 2 部	正 1 部、写 1 部
④ 外航貨物海上輸送保険証券**	正 2 部、写 1 部	正 2 部、写 1 部
⑤ 海上保険料請求書**	正 2 部	正 2 部
⑥ 検量証明書****	必要に応じて	不要
⑦ 原産地証明書	正 1 部、写 1 部	必要に応じて
⑧ 領事査証	必要に応じて	不要
⑨ 梱包材熱処理証明書等*****	必要に応じて	不要
⑩ 木材証明書	必要に応じて	不要
⑪ 輸送日程報告カード（確定）	電子データ	電子データ
⑫ 輸出許可通知書	正 1 部	正 1 部

* B/L は荷受人宛の船積港/出発地空港から仕向港/到達地空港²までの一貫した輸送責任を有する運賃払込済み無故障船荷証券 Clean B/L とする。なお、複合輸送の場合は、同一の輸送人に貨物の引受から引渡しまでを一貫として運送させること（国際複合一貫輸送）Combined Transport Bill of Lading を原則とする。

** 原本がPDFの場合は正の提出は不要とする。

*** 書式は受注者のものを使用すること。荷受人宛として受注者署名入りとすること。

****海上輸送の場合、日本海事検定協会あるいは新日本検定協会による検量を行い、検量証明書を提出すること。

***** 経由地で必要な場合は取り付けること。

なお、⑦原産地証明書、⑧領事査証、⑨木材梱包材熱処理・燐蒸証明書は、国によって又は輸送方法によって不要な場合が多いため、現地調査にて要否を確認し適切に反映してください。

定型仕様書に記載がないものの、輸出入手続きに必要な書類が他にある場合には、⑩以降として追記してください。たとえば、国によっては、規制製品の船積前検査を義務付け、輸入関連手続きの際、証明書の提出を求めることがあります。

イ. 船積書類記載事項

² 仕向港/到達地空港から仕向地までの輸送も受注者が行う場合は、この一文を以下のように改める。

* B/L は荷受人宛の船積港/出発地空港から仕向地までの一貫した輸送責任を有する Combined Transport B/L であり、運賃払込済み無故障船荷証券 Clean B/L とする。

① Consignee (荷受人) は、現地調査で必ず JICA 在外事務所や相手国実施機関に確認してください。荷受人を間違えると免税通関が円滑に行われないことに成りかねないため、正しい荷受人を確認してください。

なお、供与機材は、仕向(空)港に到着し、相手国実施機関に引き渡された時点で所有権が JICA から相手国実施機関に移転するため、相手国実施機関が免税通関を行うのが原則です。

一方、携行機材は、専門家等が使用したあと譲渡するまで所有権は JICA にあり、JICA が免税特権を有しているので免税通関も JICA が行うのが一般的になっています。

② Notify Party は、貨物が仕向(空)港に到着したときに、船会社又は航空会社が連絡する相手です。通常 Same as consignee としますが、コンサイニーが実施機関の場合、①JICA 在外事務所、②Same as consignee として併記します。

③ Shipper (荷送人) については、受注業者名のあとに、on behalf of JICA と追記することにします。

④ 技術協力により相手国実施機関に供与される機材の場合には、次の文言を記載してください。 “The above mentioned equipment is to be donated under technical Cooperation by the Government of Japan “

⑤ 国によって船積書類に記載しなければならない文言がある場合には注意してください。以下に例を挙げますが、このような特殊事情がないかどうか現地調査で確認し記載してください。

● エジプトでは、免税を規定した大統領令の番号を記載します。

● インドネシアでは、Air Waybill の Nature and quantity of goods 欄には少なくとも5項目の物品名(5項目以上ある場合)書かないと円滑に通関できない事情があります。

● ウズベキスタン、エチオピア等一部国・地域では、インボイスに通関用 HSコードを記載しなければなりません。

3. 技師派遣条件書

1) 対象機材

技師の業務の対象となる機材を列挙してください。機材数が多いときは、別表にして添付してください。

2) 業務内容

一般的な業務としては、開梱・検収、据付・調整、試運転、動作検証、操作・保守指導などですが、業務内容に合わせて削除・追加してください。

機材ごとに業務内容が異なる場合にはその旨記載してください。記載内容が多くなる場合には、別紙にして添付してください。

3) 技師の資格

業務遂行上必要不可欠な資格要件(例えば、メーカーの熟練技術者等)があれば必ず記載してください。あるいは、特に資格要件がなく、代理店の販売員でも据付が可能な場合にはその旨を記載してください。

4) 派遣人数、工数必要な人数と必要な期間(日数)を記載してください。

5) スケジュール(案)

上記の工数に対応するスケジュール案を作成してください。機材数が多い場合や作業期間が長期(1 か月を超えるような場合)には、工程表を作成し、別紙とするようにしてください。

6) 派遣手続き

現地調査において、査証及び査証取得に必要な情報を確認してください。具体的には、査証の種類、査証取得に必要な情報(氏名、国籍、パスポート番号等)と手続き(現地受入確認、旅行許可の取得等)について確認し記載するようにしてください。

7) 契約に含む費用

次のとおりとします。ただし、その他必要な経費があれば、具体的に記載します。

契約には以下の費用を含む。

- ・ 旅費(航空賃、日本国内交通費、現地交通費、宿泊料等含む)
- ・ 人件費
- ・ ビザ等入国のために必要な経費
- ・ 業務に必要な工具の運搬費用
- ・ 業務に必要な現地で調達する消耗品等の購入費
- ・ その他必要な経費

8) 支払条件

技師派遣費用は、業務完了後の 100%後払いとし、前払いは不可とします。技師人数、派遣期間、旅費等が変動しても精算はありません。

9) 参考情報

技師派遣のために参考となる図面、写真、リスト、スケジュール表、その他を添付するときは、チェックを入れてください。

以上

2020 年 月 日依頼
番号：

〇〇〇〇〇社
〇〇様

コンサルタント会社名
住所：
TEL： F A X：
担当者名： Email：

見積書作成依頼書(参考例)

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、今般、当社は独立行政法人国際協力機構が実施する「〇〇〇国〇〇〇〇〇〇
〇プロジェクト」で使用する機材の本邦調達を支援することとなり、機材仕様、価格及
び関連情報の調査を行うこととなりました。調達を検討している機材の中に貴社の製
品／取扱い商品が含まれるので、お見積りいただきたくお願い申し上げま す。

対象は別紙機材リストのとおり、条件は下記及び別表 1 のとおりです。

見積りと併せて、輸出手続き等に必要な関連情報として別表 2 についても、別紙回
答書にてご回答くださるようお願いいたします。

ご協力賜れば幸いです。

記

1. 仕向国：〇〇〇〇〇〇国向け
2. 送付期限：〇月〇日(〇)まで
3. 必要資料：見積書、カタログ(和文)
4. 納期：「受注後〇日」と記載してください。
5. 見積有効期限：入札準備に 4 ヶ月程度かかりますので、可能な限り 4 か月以上とし
てくださるようお願いいたします。
6. 見積書宛先：独立行政法人国際協力機構
(ただし、見積書送付先は上記の弊社担当者宛てをお願いします。)
7. 見積条件：別表 1 のとおり
8. 関連情報：別表 2 のとおり

なお、お見積りにあたって、あらかじめ次の点をご理解いただければ幸いです。

- (1) JICA の競争入札においては、特別な理由がない限り銘柄を指定せず、同等品での応札を認めていますので、入札結果によっては貴社製品を購入しない可能性がありますことを予めご理解ください。また、本案件は公共調達であるため、公平な競争が行われなければなりません。競争性を阻害する要因とならぬよう応札予定者から引き合いがありましたら、広く引き合いに応じていただけますようお願いいたします。
- (2) 貴社が入札に参加したい場合、入札公示日に令和 01・02・03 年度全省庁統一資格の格付けを有しているか、JICA の事前審査を受ける必要があります。なお、今回見積依頼の対象としているもの以外のものも同時に調達するため、その全てのアイテムを取り扱うことができることが競争参加の条件になります。ご理解のほどお願いします。

以上

機材リスト(例)

別紙

Item. NO.	品名	仕様	数量
1	RINKO Profiler	AST152(1000m タイプ) 仕様:高さ 500mm、幅 200mm、水中重量 2000g、 電源 AC240V60Hz プラグタイプC	1・台
2	データ通信インター フェース	上記機種用 RS232C-USB 変換ケーブル付属	1 式
3	データ処理用ソフトウ ェア	解析コンピュータ上で上記転送データを変 換・一次処理が可能なもの、外国語版 OS(ウィ ンドウズ (32bit)で動作確認済みのもの	1 式

見積条件（例）

別表1

調達方法	● JICA が示す競争参加資格を有する商社等による一般競争入札（価格競争）により 契約先を決定します。同プロジェクトが求める別の機材と合わせて競争入札を行います。
見積価格	● 商社を経由して調達する場合の一般的な卸値（市場価格）をお見積りください。
仕様	● 電気を使う機材の場合、下記の現地電源に対応する機種の見積りをお願いします。単相：AC 240V 60Hz 三相：AC コンセント形状：C ● 日本仕様しかない場合は、必要となるトランスについても見積書に記載してください。 ● 仕様によって金額が変わる場合、それぞれ列挙する形で見積りをお願いします。
保証期間、有効期間	● 保証期間を見積書に記入してください。希望としては、国内消費と同等の保証期間をお願いします。ただし、仕向国からの返送費用等を JICA 負担とする場合はその旨記載してください。 ● 試薬や薬品の場合、納品時に残存有効期限が 1 年以上あることを条件とします。
構成品、付属品	● 対象リストの機材を購入する際に本体主要部分以外の構成品・付属品がある場合は全て見積書に内訳を記載してください。 ● 必ず付属するもの（本体価格に付属するもの）と有料オプションを分けて内訳を記載してください。
予備品、消耗品	● 国内での一般的な使用条件下で 2 年分を調達したいため、必要な予備品・消耗品を見積書の内訳に含めてください。 ● 価格は本体とは別に記載し、個々の予備品・消耗品ごと価格を記載してください。
取扱説明書等	● 取扱説明書が有料となる場合は、その金額も内訳に記載してください。 ● 和文は無料だが英文は有料という場合もその旨（英文の価格含む）記載してください。 ● 仕向国の通用語の取扱説明書がある場合もその言語と価格を記載してください。
その他資料	● 下記資料のうち、機材と同梱納品できる資料を見積書に記載してください。有料の場合には、金額も記載してください。 ⇒カタログ、パーツリスト、試験成績書、図面、修理マニュアル、サービスマニュアル等
輸出検査料	● 輸出検査を必要とする機材については、検査済みで納入することとし、検査料は価格に含めてください。
商社コミッション	● 商社コミッションを含まない場合には、その旨を見積条件欄に記載してください。
消費税等	● 見積書の内訳は消費税等を含まない金額としてください。（外税方式）
納入場所	● 原則、京浜・京葉地区。航空輸送の場合には成田地区。 ● 京浜・京葉・成田地区への納入が不可能な場合には、輸出可能な場所を納入指定場所とする。

	に記載してください。	
梱包	☐ 輸出海上輸送梱包(木箱密閉)	☐ 輸出航空輸送梱包(ダブルカートン)
※○を付けた条件で見積りください。	国内輸送梱包(一般的な段ボール)	
	熱処理/燐煙処理費用(当該国で適用されている規制内容に従うこと)	
	その他特殊梱包(見積書に梱包方法をご記入ください。)	
	● 梱包費用は、機材費と別建てで記載をお願いします。梱包後の才数・重量を記載願います。 ● 貴社で梱包ができない場合は、その旨と梱包前の才数・重量を記載願います。	
海外輸送	☐ 他	他の機材と合わせて輸送しますので、輸送費の見積は不要です。
※○を付けた条件で見積もりください。	見積依頼対象のもののみで輸送する場合の輸送費の見積をお願いします。	
	● 輸送に関する情報を回答書にご記入ください。	
技師派遣費用	● 機材の据付・指導等のための技師をメーカーより派遣する必要がある場合、業務内容、必要な人数、日数、を記載したうえで、その経費をお見積ください。なお、第三国あるいは仕向国の代理店からの派遣の場合もお見積りください。 例：アイテム 1 の据付・試運転・操作指導 1 人 × 4 日間 アイテム 2 の接続工事・検査・研修 1 人 × 20 日間 人件費○○○円 × 4 日 + △△△円 × 20 日 = *****円 渡航費○○○円 × 2 人 = *****円 合計*****円 [見積内容] ①人件費：技師にかかる人件費、管理費等 ②渡航費：航空賃、国内移動旅費、現地移動費、ホテル代等	
支払条件	● 引渡し前の検査に合格後、JICA は受注者からの適法な支払請求書を受理した日から 30 日以内に受注者にお支払します。 ● 通常船積前に検査を行います。第三国出荷で直接現地に輸送される場合は、現地で検査を行います。 ● 技師派遣については、業務完了後現地にて検査を行います。 ● なお、技師派遣業務等付随する業務がある場合には、機材引渡し前の検査合格後、機材代金(輸送費・保険料込)の 9 割を上限で支払い、その残金は、同業務完了後に技師派遣費用と併せて支払います。 ● この条件が受け入れがたい場合は、貴社の支払条件を見積書にご記入ください。	

関連情報

別表2

機材の寸法、容積、重量	● 輸出梱包を施す参考資料とするため、輸出梱包前の荷姿での寸法(縦×横×高さ)、容積、重量を見積書の各アイテムの仕様と合わせて記載してください。
輸出貿易管理令関連	● 対象機材の中に、輸出貿易管理令別表第一(第1～15項)に該当するものがあるかどうか、回答書にてご回答ください。なお、別表第一第16項に該当する機材(補完的輸出許可、キャッチオール)については記載不要です。なお、ソフトウェアの場合は、「輸出貿易管理令別表第一」を「外国為替令別表」に読み替えてください。 ● 対象機材の中に、輸出貿易管理令別表第二に該当するものがあるかどうか、回答書にご回答ください。
米国再輸出規制関連	● 対象機材の中に米国製品又は米国の技術で製造されたものがあれば、回答書にて教えてください。ECCN はメーカーに確認してください。
薬事法関連	● 対象機材の中に、薬事法により販売届出や許可を必要とするものがあるかどうか、回答書にてご回答ください。
その他輸出規制法令関連	● 植物防疫法、家畜伝染病予防法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物劇物取締法等により輸出許可、国内取引上の販売許可等を取得する必要があるものがあるかどうか、回答書にてご回答ください。
輸送・輸出関連	● その他次のようなものがある場合は、回答書にてご回答ください。 危険品 ・ 温度管理品(冷凍品、冷蔵品) ⇒①冷凍又は冷蔵の区分、②UN 番号、③保管温度を記載ください。 ・ 船舶輸送のみ可能(航空輸送不可)なもの ・ 旅客便による航空輸送不可で、貨物便のみの搭載可のもの ・ 特殊な梱包を要するもの
現地手配事項	● 現地作業員傭上や重機、トラックレンタルなどが必要な場合、現地で調達する資材がある場合、回答書にてご回答ください。後日、別途詳しく質問させていただきます。 ● その他、技師派遣時まで現地で用意すべき事項があれば、回答書にご記入願います。
その他	● その他、特殊事情があるもの、注意事項があるものなど、回答書にご記入願います。 ● もし特定の商社に独占的販売権がある場合は、その商社名をお教えてください。

20 年 月 日

独立行政法人国際協力機構

(コンサルタント会社名 担当者名様)

(貴社名)

(部署名)

(ご担当者名) (TEL)

(Email)

回答書

国 向け材について(依頼番号:)

[輸出貿易管理令別表第一(リスト規制)関連]

(ソフトウェアについては、「輸出貿易管理令別表第一」を「外国為替令別表」と読み替えてください。)

- ☐ 今回見積対象の機材には、輸出貿易管理令別表第一(第1～15 項)に定める輸出許可が必要なものはありません。
- ☐ 今回見積対象の以下機材は、輸出貿易管理令別表第一(第1～15 項)に定める輸出許可を取得する必要があります。なお、別表第一第16 項に該当する機材(キヤッチオール規制)については記載不要です。

アイテム番号 機材名

該当法令項番 許可申請実績(直近年月)

[米国再輸出規制関連]

- ☐ 今回見積対象の機材には、米国再輸出規制による輸出許可が必要なものはありません。
- ☐ 今回見積対象の以下機材は、米国の再輸出規制による輸出許可が必要です。

アイテム番号 機材名 ECCN No.

[輸出貿易管理令別表第二関連]

- ☐ 今回見積対象の機材には、輸出貿易管理令別表第二に定める輸出承認が必要なものはありません。
- ☐ 今回見積対象の以下機材は、輸出貿易管理令別表第二に定める輸出承認を取得する必要があります。

アイテム番号 機材名

該当法令項番 許可申請実績(直近年月)

[薬事法関連] ☐ 今回見積対象の機材には、国内取引上、薬事法により販売届出や許可を必要とするものではありません。 ☐ 今回見積対象の以下機材は、国内取引上、薬事法により販売届出や許可を取得する必要があります。 <u>アイテム番号</u> <u>機材名</u> 種別: ☐ 医薬品 ☐ 医療機器 (管理医療機器) ☐ 医療機器 (高度管理医療機器) ☐ 医療機器 (特定保守管理医療機器)
[輸送・輸出関連] ☐ 今回見積対象の機材には、危険品/温度管理品等、輸送時に特段注意するものではありません。 ☐ 今回見積対象の以下機材は、危険品/温度管理品等、輸送時に特段の取り扱いが必要です。 <u>アイテム番号</u> <u>機材名</u> <u>該当内容 (冷蔵品・冷凍品の区分、UN 番号、設定温度)</u>
[その他輸出規制法令関連] ☐ 今回見積対象の機材には、上記以外の法令等が定める輸出許可・承認、国内取引上の販売許可等が必要なものではありません。 ☐ 今回見積対象の以下機材は、上記以外の法令等が定める輸出許可・承認、国内取引上の販売許可等を取得する必要があります。 (例: 植物防疫法、家畜伝染病予防法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物劇物取締法等) <u>アイテム番号</u> <u>機材名</u> <u>該当法令/項番</u> <u>許可申請実績 (直近実績)</u>
☐ 今回見積対象の以下機材は、特殊梱包を必要とします。 <u>アイテム番号</u> <u>機材名</u> <u>梱包方法</u>
[現地作業・工事] ☐ 今回見積対象の以下機材には、現地作業・工事が必要です。 <u>アイテム番号</u> <u>機材名</u> <u>現地作業・工事の内容:</u> <u>現地で調達する資材等:</u>
[その他] ☐ 今回見積対象の以下機材には、注意事項があります。 <u>アイテム番号</u> <u>機材名</u> <u>注意事項:</u>

日本の安全保障輸出管理規制

1) リスト規制

輸出しようとする貨物が、輸出管理令(輸出令)別表第1の1～15項で指定された軍事転用の可能性が特に高い機微な貨物に該当する場合又は提供しようとする技術が、外国為替令(外為令)別表の1～15項に該当する場合には、貨物の輸出先や技術の提供先がいずれの国であっても事前に経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

2) キャッチオール規制

リスト規制品以外のものを取り扱う場合であっても、輸出しようとする貨物や提供しようとする技術が、大量破壊兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵もしくは通常兵器の開発、製造又は使用に用いられるおそれがあることを輸出者が知った場合、又は経済産業大臣から、許可申請をすべき旨の通知(インフォーム通知)を受けた場合には、輸出又は提供に当たって経済産業大臣の許可が必要となります。

安全保障輸出管理の詳細については、次のウェブサイトが参考になります。

－我が国の安全保障貿易管理:①及び②

－米国再輸出規制:②、③及び④

① 経済産業省「安全保障貿易管理(Export Control)」

<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>

② 一般財団法人安全保障貿易情報センター(CISTEC)

<http://www.cistec.or.jp/>

③ 米国商務省産業安全保障局(Bureau Industry and Security: BIS)

<https://www.bis.doc.gov/>

④ 独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)貿易・投資相談Q & A

<https://www.jetro.go.jp/world/qa/>

輸出規制の概要

1. 輸出規制の枠組み

我が国から輸出する場合に適用される輸出規制は表 10 のとおりです。輸出規制は「安全保障輸出管理による規制」と「それ以外の規制」に区分できます。

表 10: 輸出規制の枠組み

規制の種類	規制国	適用規則		備考
安全保障輸出管理による規制	米国	輸出管理法／輸出管理規則 (EAR) の域外適用		米国再輸出規制
	日本	外国為替及び外国貿易法 (外為法) 【貨物】輸出貿易管理令別表第 1 【技術】外国為替令別表	1 項～15 項	リスト規制
			16 項	キャッチオール規制
上記以外の規制		外為法／輸出管理令別表第 2		
		輸出取引法・関税法・その他の法令		

我が国の輸出規制は、「外国為替及び外国貿易法 (外為法)」の「輸出貿易管理令 (輸出令)」をはじめとする各種関連法令により規定されています。また、米国製品や米国の技術による製品については、米国の輸出管理規則が「域外適用」されます。

落札者は、これらの輸出規制関連規則を遵守するとともに、該当する輸出規制品がある場合には、JICA に報告することが義務付けられます。また、輸出許可または承認が得られない場合には、契約から該当する品目を解除することになりますので、輸出規制について十分に留意する必要があります。

2. 安全保障輸出管理による輸出規制

安全保障輸出管理とは、核兵器や生物・化学兵器等の大量破壊兵器の製造に転用可能な物品の輸出について、先進国が中心となって実施している国際的な輸出管理制度のことです。

日本においては、「外国為替及び外国貿易法 (外為法)」、「貿易輸出管理令 (輸出令)」及び外国為替令 (外為令) 等の法令により、リスト規制とキャッチオール規制が定められています。平成 22 年 4 月 1 日からは、法令違反に対する罰則が強化されるとともに、輸出者等遵守基準が施行され、輸出者は同基準に基づいて安全保障輸出管理を実施することが義務化されました (「輸出者等遵守基準を定める省令」 (平成 21 年経済産業省令第 60 号))。

一方、米国製品や米国の技術による製品については、米国から日本に輸出された後に、第三国に再輸出される場合、米国の輸出管理規則 (Export Administration Regulations : EAR) による規制を受けます (米国再輸出規制)。

（8）積算参考資料の作成

「積算参考資料」の情報は、公正な入札とするため厳重に管理し、他者に漏れないように充分注意して作成してください。

「積算参考資料」（様式ウ②）は、「機材仕様明細書」に価格記載部分を追加したA3横の資料です。積算参考資料の左半分は機材仕様明細書と全く同じ情報を記載し、その右側に参考見積書で確認した価格（単価及び単価×数量の小計）を記載します。このため、「機材仕様明細書（A4 縦）」を完成させてから、「積算参考資料（A3 横）」を作成します。

記載方法については以下を参考にしてください

ア. 見積単価／単価×数量／アイテム合計

単価は、参考見積書の内訳から転記します。参考見積書に本体、構成品、特別付属品の金額が明示されているはずですので、それを転記してください。内訳がわからない場合には、改めて内訳を取り付けます。

参考見積書を取り付けるときは、JICA に対する特別な割引価格ではなく、一般的な卸値を見積もらせて、消費税等抜きの金額を記載してください。

インターネットやカタログで価格を確認した場合でも、割引価格ではなく、定価を確認してください。

参考銘柄①と参考銘柄②の両方とも記載し、「アイテム合計」欄に参考銘柄①の合計、参考銘柄②の合計を記載します。

なお、様式としては通貨単位を円としていますが、第三国出荷で仕向地渡しの場合見積金額が外貨となる場合があります。その場合は、列を増やして外貨の見積金額を記載したあと、欄外にレートも明記し、レート換算して円貨を「アイテム合計」欄に記載します。競争入札は円貨で行いますので、必ず円貨の合計金額を計算する必要があります。

イ. 査定率／査定額

見積金額に商社マージンが含まれている場合には、その額を外して機材代金のみ金額とするために、査定します。

参考銘柄①と参考銘柄②の合計のところの査定率・査定額欄には、見積金額の状況に応じて率と計算結果を記載します。例えば、見積金額に商社マージンが含まれている場合には、その額を外して比較するため、査定率欄には、率（見積金額に商社マージンが 10%含まれているときは、 $1 \div 1.1 = 0.91$ ）を記載し、査定後金額にはその計算結果を記載してください。見積金額が 10%の割引価格である場合には $1 \div 0.9 = 1.11$ 、見積金額が定価で、一般の顧客に常時 10%程度割引を与えているという情報があれば 0.9 という具合に査定率を入れて計算します。

ウ. 採用価格

参考銘柄①と参考銘柄②の査定額のうち、安い方を「採用価格」欄に記載します。

エ. 総合計

最終ページの合計の前に、以下の見積金額を加算してください。

- ① 機材費合計金額（採用価格の合計額）
- ② 輸出用梱包費
- ③ 輸送費（仕向地渡しの場合は、貨物海上保険料を輸送費に含めてください）
- ④ 貨物海上保険料（船積渡しの場合は、輸送費とは別に計上してください）
- ⑤ 技師派遣費用
- ⑥ 管理費（マージン）

輸送費は、船積渡し、仕向地渡しの場合に記載します。船積渡しの場合には貨物海上保険料（以下「保険料」）は含まず、仕向地渡しの場合は保険料を含む金額で積算してください。

管理費（マージン）は、機材の買付、納入、梱包、さらにケースによっては輸送技師派遣を伴う契約内容に応じた受注業者のマネジメントに係る管理費（マージン）ですが、コンサルタントが経験的に得ている情報、あるいは本件業務実施の中で業界から聴取した情報から、妥当な率を設定してください。なお、この管理費はコンサルタント等契約や無償資金協力事業等における経費率とは異なることに注意してください。

(9) 調達機材総括表の作成

「積算参考資料」の価格情報と「(3) 参考見積書やカタログの取り付け」の際に収集した機材関連情報をまとめて、「調達機材総括表」(様式ウ③)を作成します。なお、価格情報については、「積算参考資料」からの転記ミスがないよう十分に注意してください。記載方法は以下を参考にしてください。

ア. 機材情報

① 番号

各アイテムに1つ、連番で番号を付けてください。

② 複数の機材がひとつの機能となるアイテム(例えば、システム機器のように複数アイテムが一体となって一つのシステムを構成するものなど)は、1-1, 1-2, 1-3 のように枝番号を付けてください。同時に概念図(システム図・接続図・全体図など: システム図については後述)を添付し、各機材間の連動/接続が明確に理解できるよう情報提供願います。

③ 特別附属品: 本体標準附属品に含まれず、対象機材が動作する上で必要な機材等で購入を要するものは、特別附属品として本体構成の一部とします。

④ 一品目でサイズや形状が違う場合は、1つの「アイテム」とし内訳として枝番を付して記載して下さい。

⑤ 機材名

特定メーカーが使用している機材名ではなく、機材の一般名称を記入してください。

⑥ 数量・単位

単価が数量1個の単価なのか、付属品も含めた一式の単価なのか、10個1セットになっているセットの単価なのか、わかるように単位を記載してください。

試薬など容量を特定する必要があるもの(例: 500ml × 6本)の場合には、単位当たりの容量(例: 500ml)は型番欄に記載し、単価に掛ける数量とその単位(例: 6本)を記載してください。

セット組のもの(10個/箱 × 3箱)も同様に、単位当たりの数量(例: 10個)は型番欄に記載し、単価に掛ける数量とその単位(例: 3箱)を記載してください。

なお、最小販売数量の制限(例えば1ダースが最小単位など)がある場合にはそれも確認して、購入数量を明確にしてください。

「一式」の表記は契約、立会検査、納品等に支障をきたしますので、出来るだけ仕様を避けて下さい。なお、「一式」と明示した場合でも必ず内訳を記載して下さい。

⑦ メーカー名、商品名、型番

上段に参考銘柄①、下段に参考銘柄②のメーカー名と型番を記入してください。銘柄指定でない場合、一番購入したいものを参考銘柄①に記入し、同等品を探して参考銘柄②として記入してください。

なお、銘柄指定の場合を除き、仕様と同等と判断されれば、参考銘柄①②と異なる機材が購入される可能性がありますのでご注意ください。⑧ 銘柄指定

銘柄指定の場合には本欄に◎を付け、別途「銘柄指定理由書」（様式ア②）に具体的な理由を記入してください。本欄ではその有無のみ確認します。

適当と判断される理由がない場合、銘柄指定にはならず、参考銘柄としたまま購入・輸送手続きに入り、仕様に合致していれば別の同等品に変更される可能性があります。

⑨ 見積単価、見積金額、査定率・査定後金額

「（５）積算参考資料の作成」を参照してください。なお、「積算参考資料」と金額が一致するようにしてください。

⑩ 採用価格

参考銘柄①と②の査定後金額の安価な方を記載します。

⑧ 技師派遣の可否

技師（据付技術者、指導者等のように名称が異なる場合を含む。）の派遣が必要な場合は、「要」と記入し、別途「技師派遣条件書」（様式イ⑤）に詳細を記載してください。

⑨ 機材（輸出梱包前）寸法 ／容積／重量

輸出梱包を施す参考資料とするため、輸出梱包前の荷姿での寸法（縦×横×高さ）・容積・重量を記入してください。寸法は、1.5×1.3×0.8 のようにメートル単位とし、掛け算で容積 m³ が得られます。この例では 1.56 m³ です。重量は kg 単位としてください。

⑩ 別 1（輸出貿易管理令別表第 1 の第 1～15 項）（リスト規制）

輸出貿易管理令別表第 1 の第 1～15 項（リスト規制品）に該当し、輸出許可が必要な機材があれば◎を付してください。該当項番等の詳細を別紙で示してください。追加で関係資料の取り寄せにご協力いただく場合があります。

ソフトウェアの場合は「輸出貿易管理令別表第一」を「外国為替令別表」と読み替えてください。

なお、別冊参考資料の「輸出規制の概要」を参照してください。

⑪ EAR（米国再輸出規制）

米国製品又は米国の技術を利用した製品がある場合には、米国再輸出規制に該当し輸出許可が必要な機材があれば◎を付してください。ECCNコード等の詳細を別紙で示してください。追加で関係資料の取り寄せにご協力いただく場合があります。

⑫ 別 2（輸出貿易管理令別表第 2）

輸出貿易管理令別表第 2 に該当し、輸出承認が必要な機材があれば◎を付してください。その詳細を別紙で示してください。

⑬ その他法令

輸出入取引法・関税法・その他の法令による輸出規制に該当し、輸出許可・承認・報告が必要な機材があれば◎を付してください。その詳細を別紙で示してください。

また、規制品の船積前検査に該当する場合もこの欄に◎を付してください。

⑭ 薬事法、危険品、温度管理品、毒劇物

薬事法、危険品、温度管理品、毒劇物ある場合には、◎を付してください。その詳細を別紙で示してください。

⑮ 在庫の有無／納入までの期間（ヶ月）

在庫が充分ある場合は、在庫の有無欄に「有」と記入し、納入までの期間欄に在庫を納入するまでの所要期間を記入してください。

在庫が少なくて入札・契約に必要な約 3 ヶ月の間に在庫がなくなる恐れがある場合や在庫を持たず受注生産としている場合などは、在庫の有無欄に「無」と記入し、納入までの期間欄には生産に要する期間を記入してください。

⑯ 見積書取得の有無

見積書取得の有無を記載してください。カタログ等で金額を確認したもの以外は見積書を取り付けてください。取得した見積書は JICA に提出します。

⑰ 見積書聴取先社名／メーカー名

見積書は原則メーカーから取り付けることにしていますが、商社から取り付ける場合には、商社の管理費・マージンが含まれるため、見積価格の金額で注意する必要があります。このため、見積書聴取先社名を記載してください。カタログ価格の場合には「カタログ」と記載してください。

メーカー名は参考銘柄の一部になりますが、見積書に記載されているメーカー名が同一かどうか確認します。OEM契約により、日本企業が外国製品を製造する場合もありますので、正確に確認してください。

⑱ 用途

機材の用途も、機材のグレードや機材構成を決定する重要な要素ですので、必ず用途が明確になるように記載してください。例えば、冷蔵庫を購入するとしても、用途が水産市場での大量の鮮魚の保存用なのか、実験室で試薬を保管するためのものなのか、職業訓練校で分解修理の実習用なのか、用途は様々です。用途不明では適正なスペックの設定をされているのかを JICA で確認することができません。

イ. 合計金額

欄外に以下の金額を記入し、本件の全ての金額を合計します。最後に、「積算参考資料」と金額が一致するか確認してください。

- ① 機材費合計金額（採用価格の合計額）
- ② 輸出用梱包費
- ③ 輸送費（仕向地渡しの場合は、貨物海上保険料を輸送費に含めてください）
- ④ 貨物海上保険料（船積渡しの場合は、輸送費とは別に計上してください）
- ⑤ 技師派遣費用
- ⑥ 管理費（マージン）

以上